

令和 4 年度

整備主任者研修 法令研修

【地方教材】

東北運輸局青森運輸支局

目 次

＜令和４年度整備主任者研修地方教材＞

１． 車検証電子化についての周知用ウェブサイトの開設について （令和４年８月１９日プレスリリース）	・ ・ ・ ・ １
２． 大型車の車輪脱落事故防止について	・ ・ ・ ・ １２
３． 事故ゼロを目指して！大型車のホイール・ボルトの街頭点検を実施します （令和３年１０月２８日プレスリリース）	・ ・ ・ ・ ５７
４． 運転者への視野遮へい物の装着禁止について！！	・ ・ ・ ・ ５８
５． 受検する際の注意事項について	・ ・ ・ ・ ５９
６． 指定整備事業者の処分状況一覧表（令和３年度、令和２年度、令和元年度）	・ ・ ・ ・ ６１
７． 不正車検を行った民間車検場の指定取消処分 （令和４年３月２３日プレスリリース）	・ ・ ・ ・ ６５
８． 不正車検を行った民間車検場の認証及び指定の取消処分 （令和４年５月１６日プレスリリース）	・ ・ ・ ・ ６６
９． 不正車検を行った民間車検場の指定取消処分 （令和４年５月３１日プレスリリース）	・ ・ ・ ・ ６７
１０． 不適切な検査を行った民間車検場の指定の取消処分 （令和４年６月１日プレスリリース）	・ ・ ・ ・ ６８
１１． 不正車検を行った民間車検場の指定の取消処分 （令和４年６月２１日プレスリリース）	・ ・ ・ ・ ６９
１２． 指定自動車整備事業者の行政処分について （令和４年６月２１日プレスリリース）	・ ・ ・ ・ ７０
１３． 令和３年１月～検査申請書への押印（署名）欄が廃止されます	・ ・ ・ ・ ７３
１４． 電子制御装置整備の資格取得試問日に提出する書類	・ ・ ・ ・ ７５

令和4年8月19日
自動車局自動車情報課

車検証電子化についての周知用ウェブサイトの開設について

～電子車検証や車検証閲覧サービスなどをわかりやすく解説します～

令和5年1月から車検時等に電子車検証が交付されます。これに伴い、従来の紙の車検証から大きさや様式が変わるとともに、車検証の情報を電子的に読み取る「車検証閲覧サービス」や、国から委託を受けた民間車検場（指定自動車整備工場）が車検証の有効期間を更新できる「記録等事務代行サービス」を新たに開始します。

自動車ユーザー、自動車関係の業務を担う方々に、電子車検証の仕様や、車検証電子化に伴って令和5年1月から新たに開始するサービスに関する情報をお知らせするため、本日、「**電子車検証特設サイト**」を開設致しました。今後も随時内容を追加していきます。

1. 「電子車検証特設サイト」のコンセプト

車検証の電子化は自動車ユーザーや自動車関係の業務を担う方々にとっては大きな変更点となることから、電子車検証についてイラスト等を交えながらわかりやすく解説することを目的としております。

また、自動車ユーザー等が車検証の電子化に関する必要な情報を入手できるよう、電子車検証に関する情報や所要のアプリの入手方法等の情報を集約しました。

2. 「電子車検証特設サイト」に掲載されている主なコンテンツ

●電子車検証について

令和5年1月より交付される電子車検証の仕様や記録事項等を掲載

●車検証閲覧サービスについて

電子車検証のICタグ情報の閲覧・参照及び車検証情報を電子ファイルでダウンロードするためのアプリについての説明やダウンロード方法等を掲載

●記録等事務代行サービスについて

サービスについての説明やサービスの実施可能な事業者の一覧表等を掲載

※サイトの画面イメージについては別紙をご覧ください。

3. 「電子車検証特設サイト」のURL・二次元コードはこちら（パソコン・スマホ共通）

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>



4. 参考

車検証電子化に関する制度面の詳細につきましては、令和4年5月20日付け「道路運送車両法施行規則等の改正について～車検証電子化による券面記載事項の変更・記録等事務の委託手続等を定めました～」も併せてご参照ください。

⇒https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000131.html

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局自動車情報課 鈴木、伊堂寺、近藤 03-5253-8111（内線 42115）
直通：03-5253-8588 FAX:03-5253-1639

トップページ(※PCのイメージ)



- メインビジュアル部
- 対象者選択部
- お知らせ部
- リーフレット部

スマホ画面



※画面の構成はPC版と同じです。

メインビジュアル部の画面遷移



自動車ユーザー向けページ(※PCのイメージ)



●電子車検証の仕様や記録事項についてご説明しています

(画面イメージ)

② 記載情報の変更

電子車検証では、変更登録等による記載事項の変更を伴わない基礎的情報 (A) のみの記載となります。その他の車検証情報はICタグ (B) に格納されます。ICタグに格納された情報は、汎用のカードリーダーや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。二次元コードは券面に印字しますが、従来二次元コードから取得可能であった情報のうち、「自動車検査証の有効期間」のみ確認することはできません。(C)



●閲覧アプリの概要や使い方をご説明しています

(画面イメージ)

利用開始時期	2023年1月
サービス時間	24時間365日 ※メンテナンス等で一時的にご利用できなくなることがございます。
利用可能者	車検証原本を所持する者又は提示を受けられる者
動作環境	PC : Windows 10 バージョン21H1、21H2 Windows 11 バージョン21H2 スマートフォン : iOS 14,15、Android 9,10,11,12
主な機能	・車検証情報の閲覧 ・車検証情報ファイルの出力・保存 (※オンライン環境でのみ可能) ・リコール情報等の確認 (※オンライン環境でのみ可能)

※今後使い方についての動画も追加予定です

事業者向けページ(※PCのイメージ)



- 記録等事務代行サービスの概要、サービス提供者（記録等事務代行者）になるための手続き、サービス提供者となった場合に利用するアプリについてご説明しています。

(画面イメージ)

記録等事務代行者になるには

特定記録等事務/特定変更記録等事務の委託を受けるには運輸管理部長もしくは運輸支局長の承認を受ける必要があります。申請手続き、申請に必要な書類については下記の記録等事務代行ポータルサイトのリンクよりご確認ください。



記録等事務代行サービスポータルサイト

記録等事務代行ポータルサイトは電子車検証の運用が開始される令和5年1月より開設致します。開設後はオンラインによる記録等事務代行業務の委託申請を行うことが可能となります。
開設前に委託申請を行われる場合は、下記を参照の上手続きを行ってください。

申請される方へ重要なお知らせ

特定記録等事務及び特定変更記録等事務の業務を行うには、令和5年1月以降に交付※される電子車検証が必要となります。

※令和5年1月以降運輸支局長等において、新規検査、継続検査、構造等変更検査及び登録手続き等、従来「自動車検査証」が交付される手続きを行った場合に電子車検証が交付されます。

また、委託申請については、令和5年1月からオンライン化する予定です。

紙の申請より便利となりますので、オンライン申請を是非ご利用下さい。

なお、紙による委託申請で不備等がある場合には時間がかかりますので、ご理解ください。

記録等事務委託制度について

委託を受けた事業者については下記「記録等事務代行者一覧」を参照してください。

記録等事務代行者一覧(PDF)

記録等事務代行アプリについて

記録等事務代行者において車検証の更新、検査標章等の発行を行うためには、国土交通省から提供する「記録等事務代行アプリ」をインストールし、作業を行う必要があります。

利用開始時期	2023年1月
サービス時間	24時間365日 ※メンテナンス等で一時的にご利用できなくなることがございます。
利用可能者	記録等事務代行者（特定記録等事務代行者及び特定変更記録等事務代行者）
動作環境	PC：Windows 10、Windows 11
主な機能	・車検証情報の更新 ・自動車検査証記録事項帳票、検査標章等の印刷・発行 (車検証情報の更新にはICカードリーダーが必要で、また、印刷にはプリンターが必要です。)

利用の流れ



※ICカードリーダーについて詳細はこちら

2023年1月4日より

車検証が電子化されます



電子車検証でここが変わる！



A6サイズで
コンパクト



車検証情報は
アプリで確認



記録等事務代行サービスで
一部手続きが出頭不要



周知用リーフレット(裏面)

電子車検証とは？

2023年1月4日より自動車検査証を電子化し、必要最小限の記載事項を除き自動車検査証情報はICタグに記録します。ICタグの情報は汎用のカードリーダーが接続されたPCや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。



表



裏

車検証閲覧アプリ



電子車検証の券面には、有効期間や使用者住所、所有者情報が記載されないため、ユーザーや関係事業者は、車検証閲覧アプリを活用して当該情報を確認することができます。

**アプリのインストール方法は
準備でき次第特設サイトでご案内します**

事業者の皆様へ 記録等事務代行サービス



電子車検証に搭載されているICタグの記録情報の書き換えのみの継続検査や変更記録手続きの場合、運輸支局等から委託を受けた記録等事務代行者は運輸支局等への出頭は不要となります。運輸支局長等から委託を受けた記録等事務代行による電子車検証の記録事項の書き換え及び検査標章その他帳票の印刷を可能とする記録等事務代行サービスを新たに構築します。



電子車検証特設サイト

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>



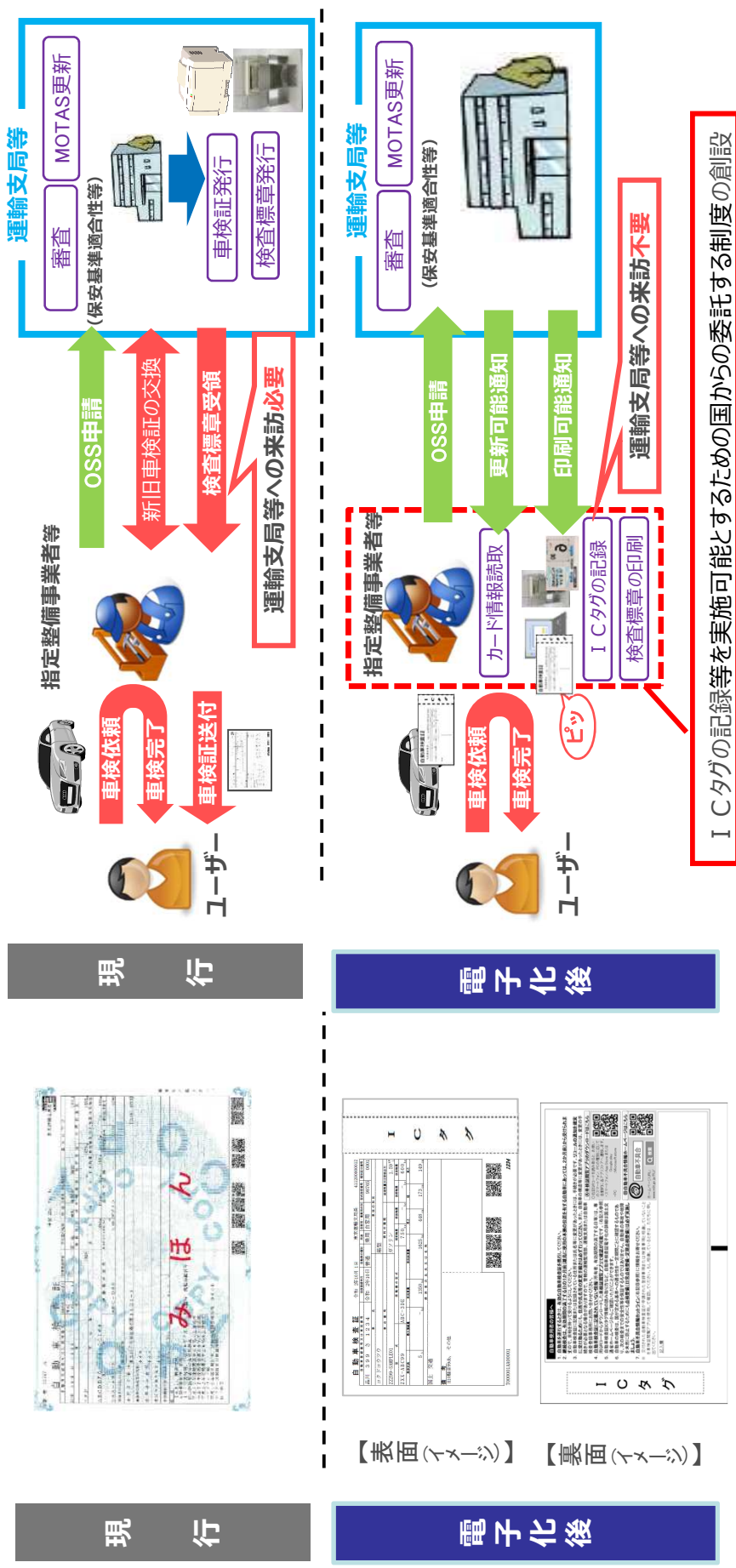
【別紙1】電子車検証・記録等事務委託制度

○ 令和5年1月より、自動車検査証を電子化するとともに、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務及び自動車検査証の変更記録に関する事務を運輸支局長等が一定の要件を備える者（指定整備事業者、行政書士等）に委託する制度（記録等事務委託制度）を導入。なお、軽自動車については令和6年1月より導入予定。

○ これにより、継続検査等における運輸支局等への来訪が不要となり、オンラインで完結した申請を実現。

1. 自動車検査証のICカード化

2. ICタグの記録等事務の委託



自動車検査証

令和 2年10月 1日

東京運輸支局長

41120000012

自動車登録番号又は車両番号	品川 399 さ 1234	令和 2年10日 普通	乗用 自家用	型式指定番号	98765	類別区分番号	0001
車名	コグドコウツウ						車体の形状
車台番号	ZZZ99-SAMPLE01						総排気量又は定格出力
型式	ZXX-ABC99						1.59 kW
乗車定員	5人	最大積載量	1350 kg	原動機の型式	ABC-3DE	新設重量	600 kg
		車両重量	1625 kg	新設重量	750 kg	後付重量	600 kg
		車両長さ	448 cm	車両幅	173 cm	高さ	149 cm
国土 交通							
備考	H10騒音99db, その他						

T000001AA00001

1234

【台紙】

寸法：縦105mm、横177.8mm
(7インチ)

紙厚：150μm (四六判110kg)

【ICタグ】

通信規格：ISO/IEC14443 TypeA

自動車使用者の啓蒙へ

1. 自動車を運行するときは、有効な自動車検査証を執行してください。

2. 継続検査は、有効期間の満了する日の1か月前(継続に使用の交換の位置を有する自動車にあっては、2か月前)から受けられますので、余裕を持って受けるようにしてください。

3. 自動車検査証に記載または記録されている住所または氏名等に変更があったときには、手続が必要で、リコールの通知を確実に受け取るためにも、住所や氏名等の変更手続は必ず行ってください。また、自動車の構造等に変更があったときには、変更の手続きが必要となる場合がありますので、管轄の運輸監理部、運輸支局または自動車検査登録事務所にお問い合わせください。

4. 自動車検査証に記載されていない情報(所有者、有効期間の満了する日等)は、専用QRコードからダウンロードした車検証閲覧アプリで確認が可能です。(右記A参照)

5. 自動車検査証の読み取り方など、自動車検査証電子化の詳細は国土交通省ホームページからご確認ください。

6. 自動車の検査は、国が定める基準への適合性を一定期間ごとに確認するものであり、次の検査までの安全性等を保証するものではありません。自動車の事故や故障を未然に防止するためにも点検整備(日常点検整備・定期点検整備)は必ず実施しましょう。

7. 自動車不具合情報ホットライン(右記B参照)に情報をお寄せください。

※ 交付された自動車検査証が申請された登録事項または後継事項と相違していないことを車検証閲覧アプリを使用して確認してください。もし相違しているときは、ただちに申し出てください。

記入欄

自動車検査証のダウンロード

○QRコードを読み取るのに使ってください。
自動的に各アプリにインストールされます。
・スマートフォン/アプリストアまたは
・PC : Microsoft store
Google play

④ 車検証閲覧アプリのダウンロードはこちら

⑤ 自動車不具合情報ホームページはこちら



＜券面記載事項＞

- | | | | |
|-------------------|-----------------|----------------|-------------------------|
| ● 自動車登録番号／車両番号 | ● 車台番号 | ● 交付年月日 | ● 使用者の氏名又は名称 |
| ● 車名・型式 | ● 型式 | ● 自動車の種別 | ● 長さ／幅／高さ |
| ● 車体の形状 | ● 原動機の型式 | ● 燃料の種類 | ● 総排気量又は定格出力 |
| ● 自家用・事業用の別 | ● 用途 | ● 乗車定員／最大積載量 | ● 車両重量／車両総重量 |
| ● 軸重（前前・前後・後前・後後） | ● 初度登録年月／初度検査年月 | ● 車両識別符号（車両ID） | ● 車両ごとに不変の番号として電子化に伴い付与 |

備考欄情報 ※下線の事項は、電子化に伴い「その旨」のみを券面に記載し、具体的な内容はICタグに記録するもの

- | | | |
|---------------------------------------|--------------|--------------------------------|
| ● 牽引重量又は第五輪荷重 | ● 被牽引自動車である旨 | ● 保安上の技術基準についての制限の内容（乗車定員等の制限） |
| ● 必要な整備を行うべきことを命じた自動車である旨 | | ● 保安上・環境保全上の必要な指示をした自動車である旨 |
| ● 保安基準の緩和をした自動車である旨 | | ● タンク自動車の積載物品名 |
| ● 破壊試験を行っていない装置を備える自動車である旨 | | ● タンク自動車の積載物品名 |
| ● 道路維持作業用車の灯火を備える自動車である旨 | | ● 青色防犯灯を備える自動車である旨 |
| ● 総重量7t以上の貨物自動車にあっては燃料タンクの個数・容量 | | ● 貸渡自動車（ワンウェイ方式）である旨 |
| ● 軽自動車で最高速度60km/hのうち、高速道路を運行しないものである旨 | | |
| ● 牽引自動車である旨 | | ● キャンピングトレーラーを牽引する自動車である旨 |

現行の車検証情報はICタグに全て記録

汎用のカードリーダーで読取可能（読取機能付きスマートフォンにも対応）

＜券面非表示事項（ICタグのみ）＞

- | | | | |
|---------------|-------------|----------|------------|
| ● 自動車検査証の有効期間 | ● 所有者の氏名・住所 | ● 使用者の住所 | ● 使用の本拠の位置 |
|---------------|-------------|----------|------------|

備考欄情報

- | | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| ● 被牽引自動車にあっては牽引自動車の車名・型式 | ● 保安上・環境保全上の必要な指示をした自動車にあっては、その内容 |
| ● 保安基準を緩和した自動車にあってはその内容 | ● 特区法の規定による特殊仕様自動車の内容 |
| ● 牽引自動車にあっては被牽引自動車の車名・型式 | ● キャンピングトレーラーを牽引する自動車にあっては、その総重量 |

【別紙4】車検証閲覧アプリの概要

- 今後ICタグに記録されることになる有効期間や使用者住所、所有者情報について、ユーザや関係事業者は、車検証閲覧アプリを活用して当該情報を確認する。
- 閲覧アプリにより、車検証情報の確認のほか、車検証情報ファイルの出力（PDF等）や車検証情報以外の情報の確認等も可能になる予定。
- また、車検証閲覧アプリをインストールしたユーザには車検証有効期間更新時期をお知らせするサービスを開始予定。

車検証閲覧アプリの概要

利用開始時期	サービス時間	利用可能者	利用可能機器
2023年1月～	24時間365日	車検証原本を所持する者 提示を受けられる者	PC スマートフォン

サービスの概要

自動車ユーザー

○ 車検証閲覧アプリをインストール



車検証閲覧アプリの機能

- ・ 車検証情報の閲覧
- ・ 車検証情報ファイルの出力
- ・ リコール情報等の確認 …



電子車検証



①「車検証閲覧アプリ」の提供

②車検証有効期間更新時期の通知

P!

！通知！

あなたのお車「品川300お1234」
の車検の有効期間が
近づいています。
(有効期間**年**月**日)

国土交通省



1. 記録等事務委託制度の対象手続等

	特定記録等事務（改正法第74条の5）	特定変更記録事務（改正法第74条の6）
(1)対象手続	継続検査	変更登録、移転登録 (券面変更を伴わない場合のみ（例：所有者の氏名・住所））
(2)申請方式	電子申請（OSS申請）	（窓口申請は対象外）

2. 記録等事務の委託にかかる主な手続等

(1) 申請先：運輸監理部長又は運輸支局長（軽自動車に係る記録等事務の委託を受けようとする場合は、軽自動車検査協会）

(2) 委託要件

①当該事務を行うのに必要かつ適切な能力を有すること

特定記録等事務	行政書士又は行政書士法人、（一社）日本自動車販売協会連合会、（一社）日本自動車整備振興会連合会、（一社）全国軽自動車協会連合会（検査対象軽自動車のみ）、指定自動車整備事業者
特定変更記録事務	行政書士又は行政書士法人

②適切な組織体制であること

自動車検査証への記録の適切な実施、検査標章の保管・出納管理・法令遵守等の監督、連絡体制の構築、記録事務責任者の選任 等

③必要な設備等を有すること

インターネット接続環境、パソコン、プリンタ（市販レーザープリンタ又はインクジェットプリンタ（純正顔料インク）、個人を認証するもの（マイナンバーカード又はgbizID）、ICカードリーダー・ライター、セキュリティ対策、盗難防止措置 等

(3) その他

- 標識の掲示、検査標章の保管及び紛失届、事業場の位置変更の承認や氏名等変更届、業務廃止届等の手続
- 委託の解除手続き 等

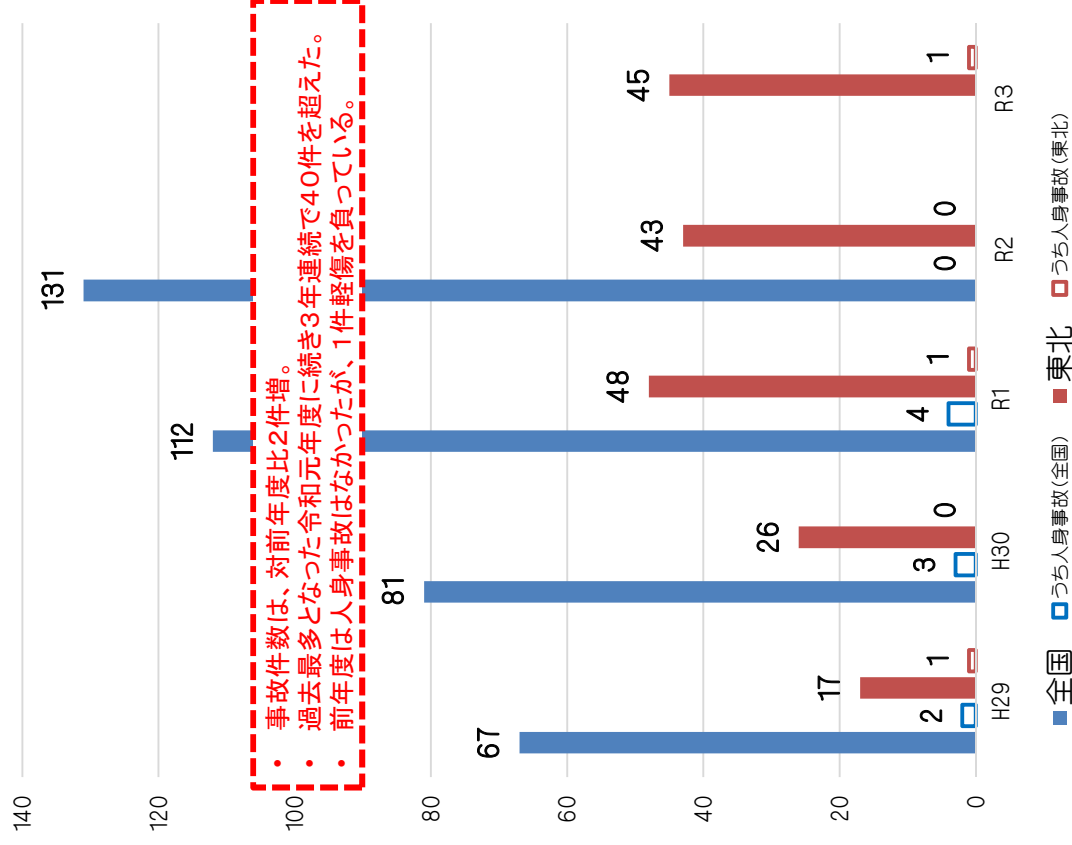
大型車の車輪脱落事故防止について

令和4年9月
東北運輸局自動車技術安全部

1. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）
2. タイヤ交換作業等の実態調査結果
（大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WG）
3. 事故発生メカニズム（推定）
4. 車輪脱着作業手順（4つのポイント）
5. 大型車の車輪脱落事故防止特別ページの紹介

1. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）①

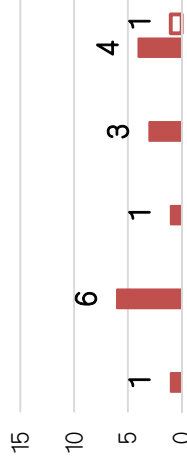
大型車車輪脱落事故*発生件数の推移



※ 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

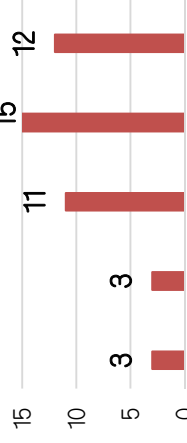
青森

■ 青森発生件数 □ うち人身事故 (青森)



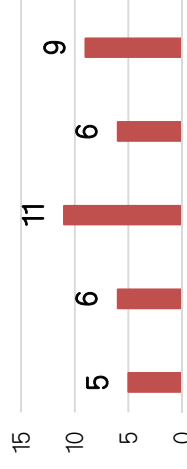
岩手

■ 岩手発生件数 □ うち人身事故 (岩手)



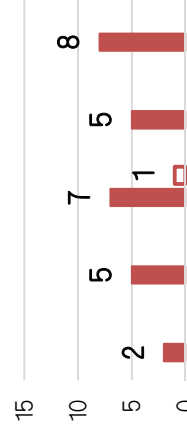
宮城

■ 宮城発生件数 □ うち人身事故 (宮城)



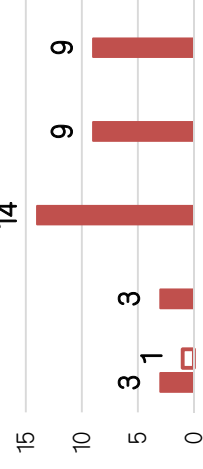
秋田

■ 秋田発生件数 □ うち人身事故 (秋田)



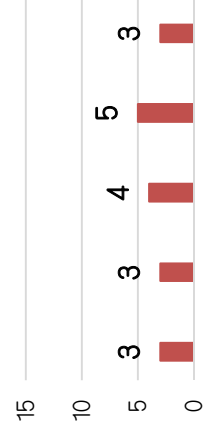
山形

■ 山形発生件数 □ うち人身事故 (山形)



福島

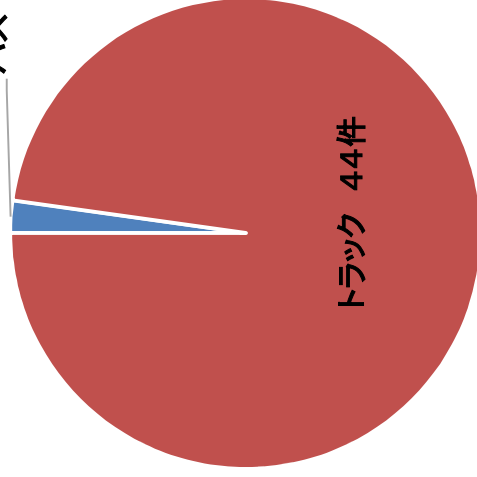
■ 福島発生件数 □ うち人身事故 (福島)



1. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）②

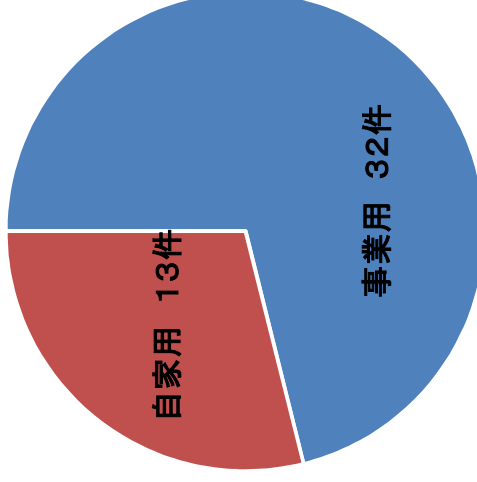
業態別（大型バス・大型トラック）

バス 1件



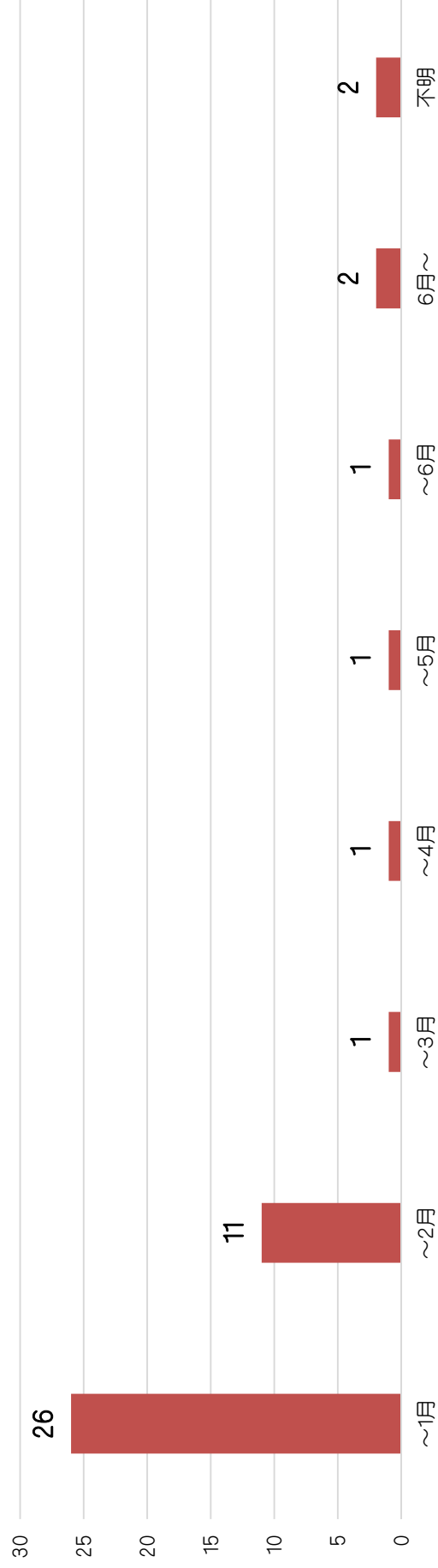
・前年度はトラックのみの発生だったが令和3年度はバスでも1件発生。

事業用・自家用別



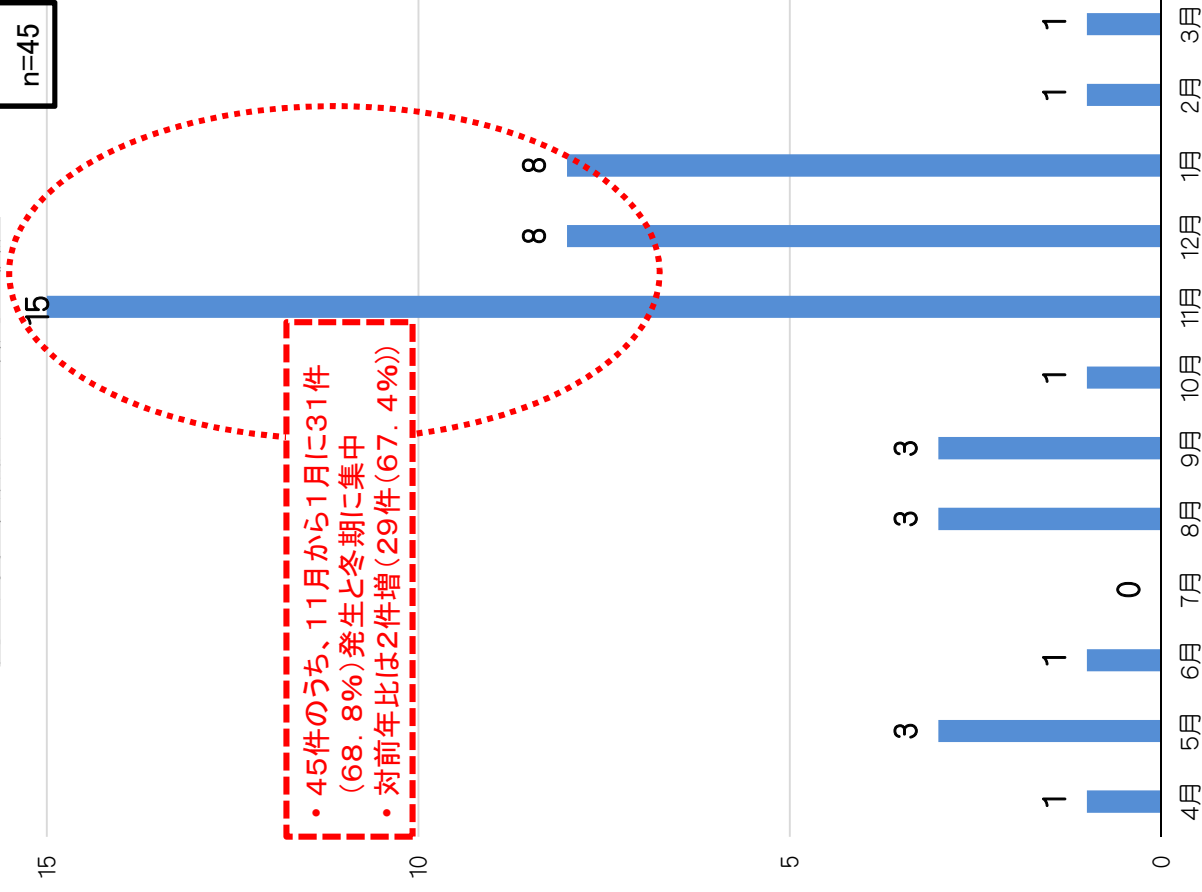
・対前年度比は事業用4件増、自家用3件減、自家用にはバスの発生もある。

車輪脱着作業から事故発生までの期間別件数

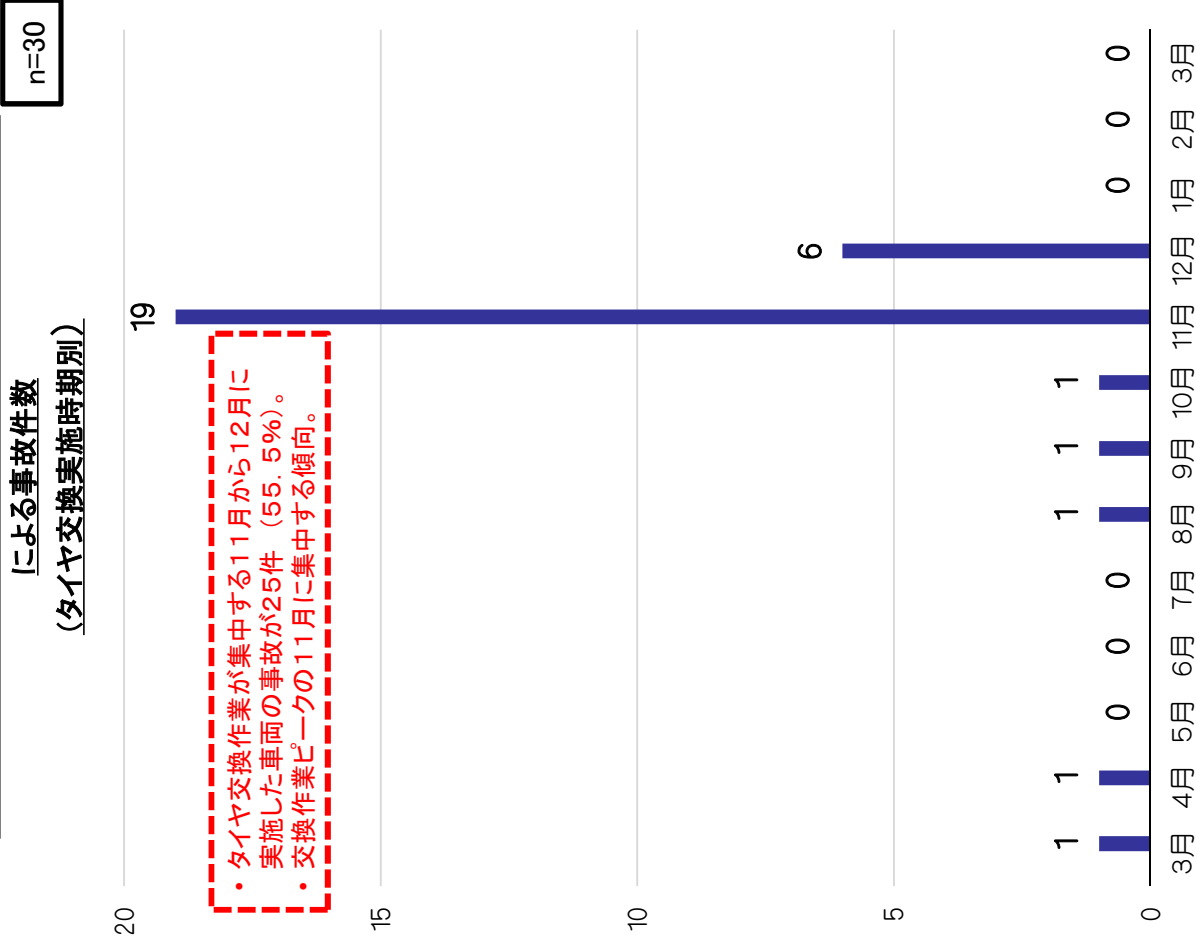


1. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）③

発生月別車輪脱落事故発生状況



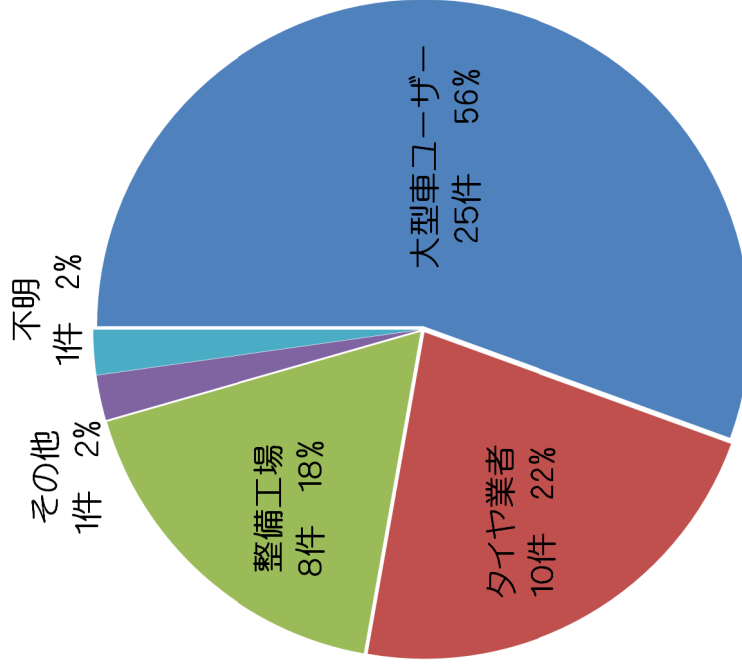
車輪脱落直前の3ヶ月以内に「タイヤ交換」を実施した車両



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

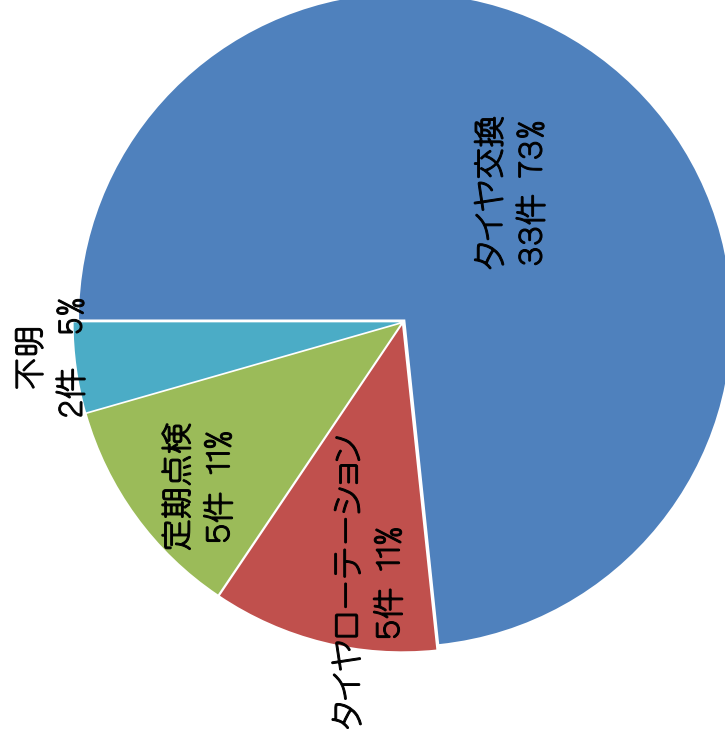
1. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）④

タイヤ脱着作業実施者別



・大型ユーザーの交換によるものが半数以上を占める傾向で前年度と同比。

タイヤ脱着作業内容別



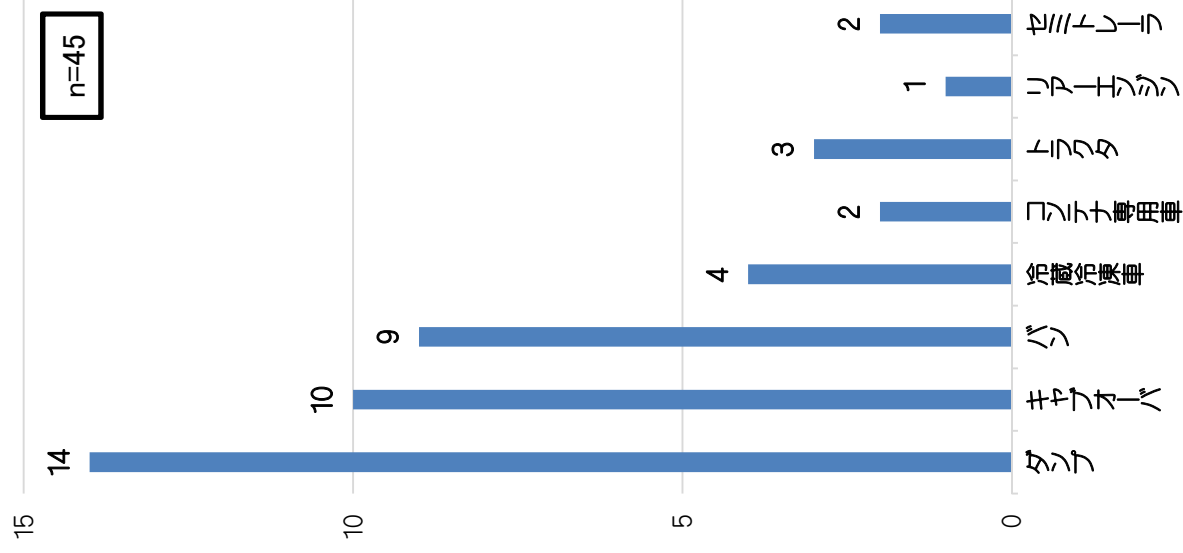
・タイヤ交換・タイヤローテーションが大半を占める傾向。
・タイヤ交換が前年度70%であったことから、増加傾向。

●タイヤ交換

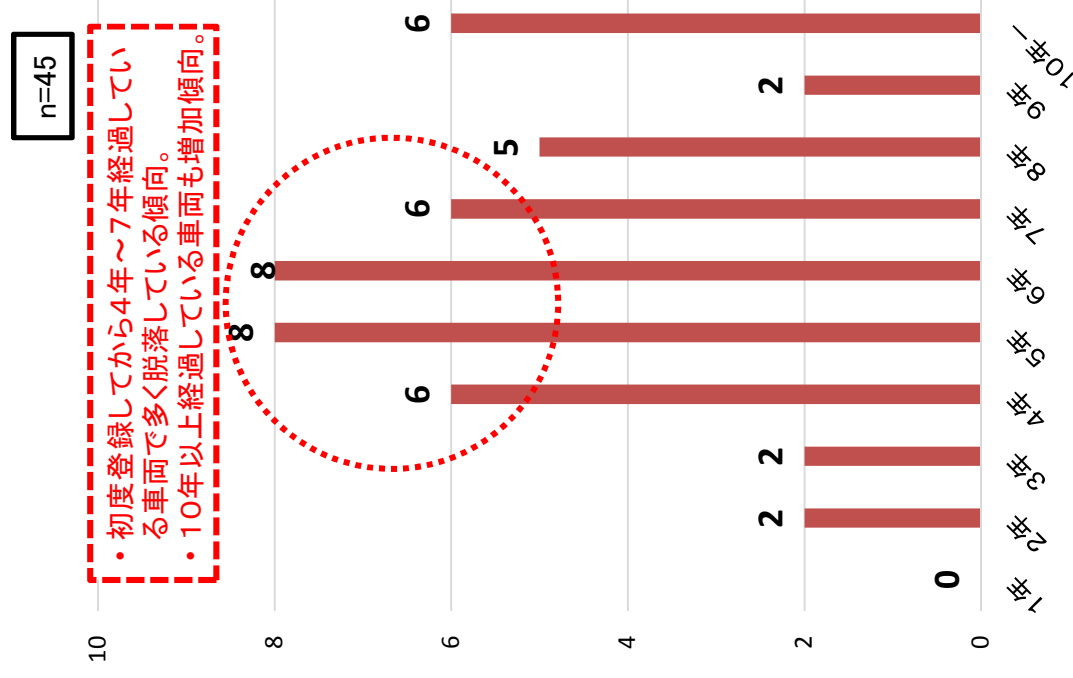
- ・ 通常タイヤから冬用タイヤへの交換
 - ・ 冬用タイヤから通常タイヤへの交換
 - ・ パンクや摩耗したタイヤの交換 など
- タイヤローテーション
- ・ タイヤの摩耗が偏ることを防止するため、前後・左右のタイヤを入れ替える

1. 東北管内車輪脱落事故発生状況（令和3年度）⑤

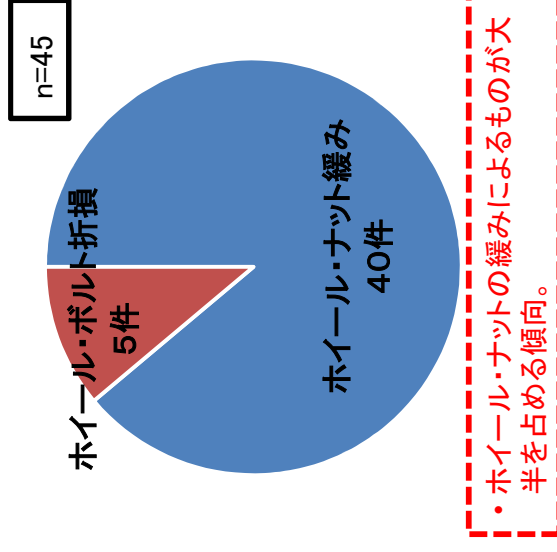
車体の形状別発生件数



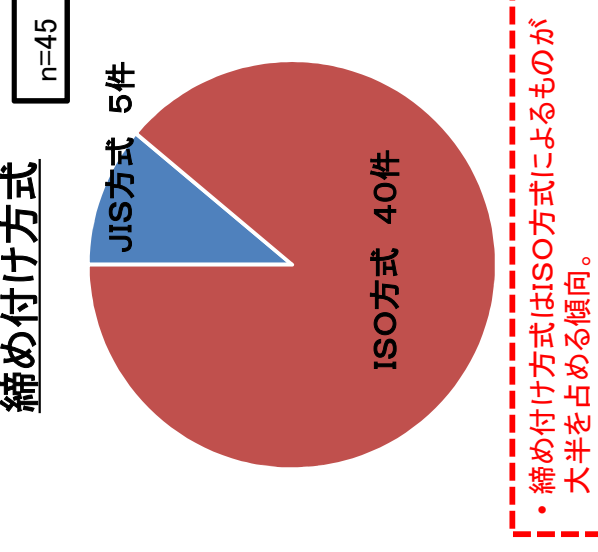
登録年から事故発生までの車齢



タイヤ脱落時の原因

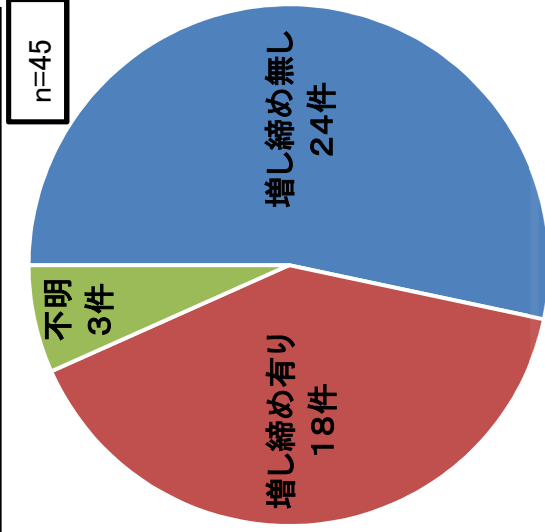


締め付け方式

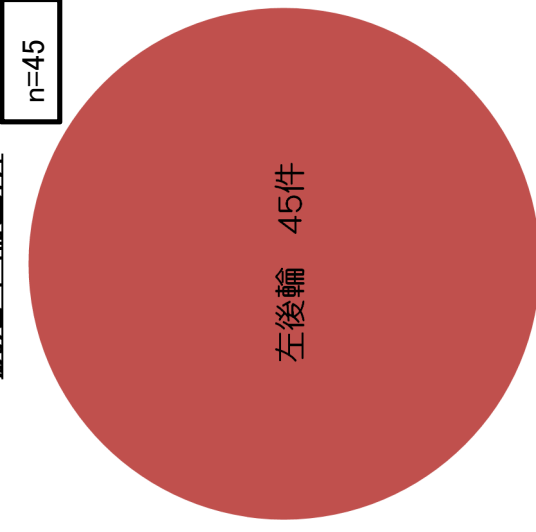


1. 東北管内車輪脱落発生状況（令和3年度）⑥

脱着作業後の増し締め実施の有無



脱落車輪箇所



・脱落箇所は左後輪で100%

「増し締め有り」18件について、脱落の推定要因

- ・ ディスクホイール、ホイール・ボルト等の劣化・摩耗：5件
- ・ ネジ部、ハブ面の錆・汚れ等：14件

- ・ 「増し締め有り」18件は、大半が大型車ユーザー自ら車輪脱着作業を実施し、自ら増し締めも実施しているが、脱落発生まで1月以内が9件、2ヶ月以内のものが6件となっており、車齢6年以上経過している車両が13件と大半を占めている。
- ・ 経年劣化の影響もあり、ネジ部、ハブ面の錆、汚れ等の除去不十分や潤滑剤の塗布不十分等により、適正な締付力が得られず脱落に至ったと推定。
- ・ 日常において行う点検や確認が不十分であり、緩みに気づくことができず脱落に至ると推定

【対策の方向性】

- ・ ネジ部・ハブ面の錆・汚れ等の清掃作業や適切な潤滑剤の塗布を実施
- ・ 劣化・摩耗が進んだホイール・ボルト、ホイール・ナット等は早めに交換
- ・ マーキング・ナットマーカー等の活用による日常における確認の実施（特に左後輪）

左輪タイヤの脱落割合が高いことの推定原因

- 左輪タイヤが多く脱落する原因については、以下の可能性が考えられる。
- ・ 右折時は、比較的高い速度を保ったまま旋回するため、遠心力により積み荷の荷重が左輪に大きく働く。
- ・ 左折時は、低い速度であるが、左後輪がほとんど回転しない状態で旋回するため、回転方向に対して垂直にタイヤがよじれるように力が働く。
- ・ 道路は中心部が高く作られている場合が多いことから、車両が左（路肩側）に傾き、左輪により大きな荷重がかかる。
- 前輪は、ホイール・ボルト緩み等の異常が発生した場合には、ハンドルの振動等により運転手が気づきやすい。

2. タイヤ交換作業等の実態調査結果 (大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WG)

◎車輪脱落事故を起こしていない事業者のタイヤ交換作業等の実態を把握するため、アンケート形式による調査を実施し、車輪脱落事故を起こした事業者の実態と比較分析したところ、次の傾向が見られた。

- 事故発生事業者は自社でのタイヤ交換が多いのに対し、事故未発生事業者は外注業者（タイヤ交換業者、整備工場）でのタイヤ交換が多い。
- タイヤ交換時のホイール・ボルト、ホイール・ナットの劣化摩耗状況確認は、事故発生事業者の方が実施している割合は低い。
- タイヤ交換時は、いずれの事業者の場合でも規定された締め付けトルクでホイール・ナットを締め付けていない実態が多い。
- 増し締めを実施していない割合は、事故未発生事業者の方は低いものの緩みがあれば実施している割合が高い。
- 増し締め時は、事故未発生事業者の方が規定された締め付けトルクでホイール・ナットを締め付けている実態が多い。

出典：大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WG－車輪脱落事故防止対策の方向性－中間とりまとめ
概要版：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/images/t2-1/WGchukan_abst.pdf
詳細版：<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/images/t2-1/WGchukan.pdf>

3. 事故発生メカニズム（推定）

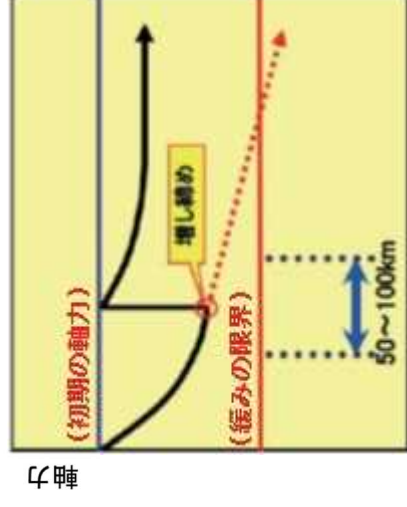
◎ホイール・ボルト折損、ホイール・ナット脱落により車輪が脱落

- ①ボルト・ナットに錆や傷がある場合や、エンジンオイルを塗布しない場合には、規定トルクで締付けても必要な軸力（締結力）が得られない場合があり、初期なじみの影響等で、軸力が徐々に低下し、ホイールナットの緩みが発生 **【予兆】**

- ②ホイール・ディスクのがたつきが発生

- ③ホイール・ナットに過度な負荷が生じ、ボルト折損やナット脱落発生

- ④このため、ホイール・ディスクが車軸と保持できなくなり、車輪脱落が発生



ホイール取付後の走行距離

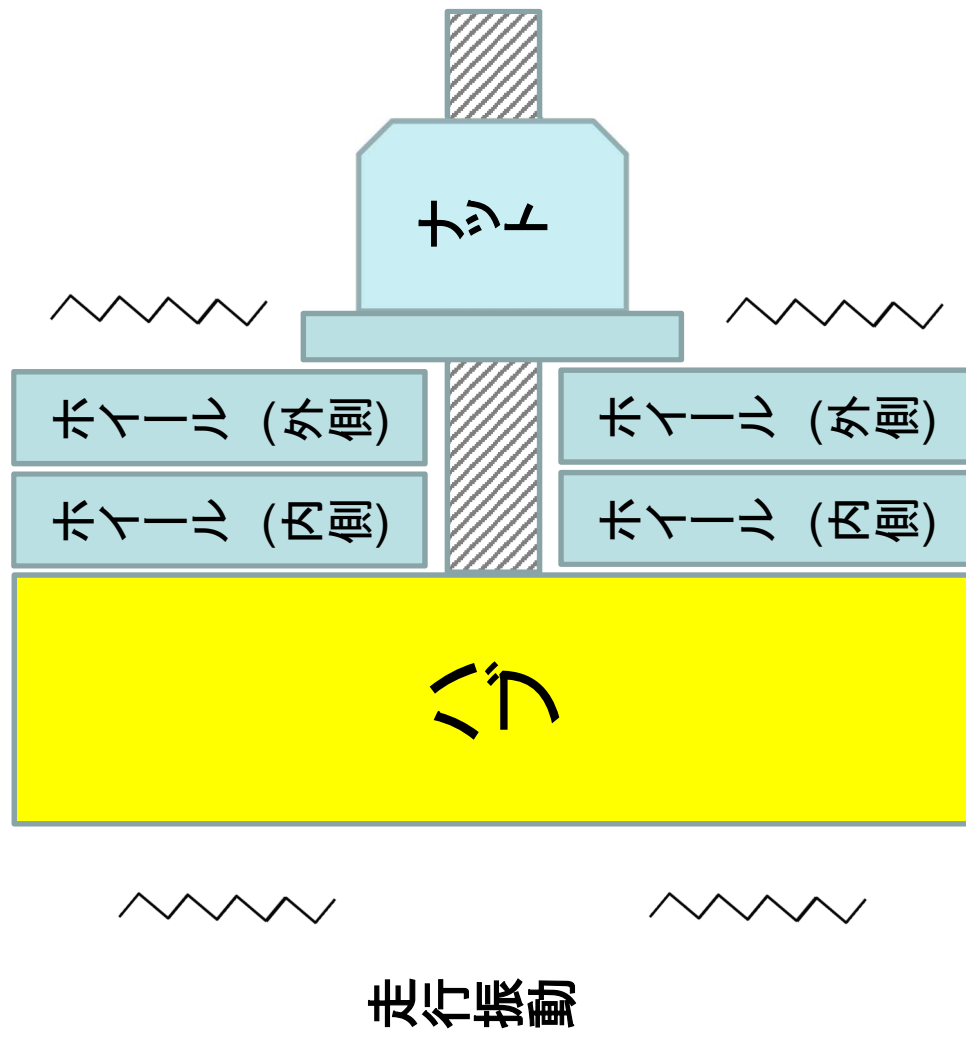
(一社) 日本自動車工業会作成資料より

注：本推定メカニズムは、実験等での検証は行われておりません。

3. 事故発生メカニズム（推定）

(1) ホイール脱着作業後の初期なじみによる緩み発生

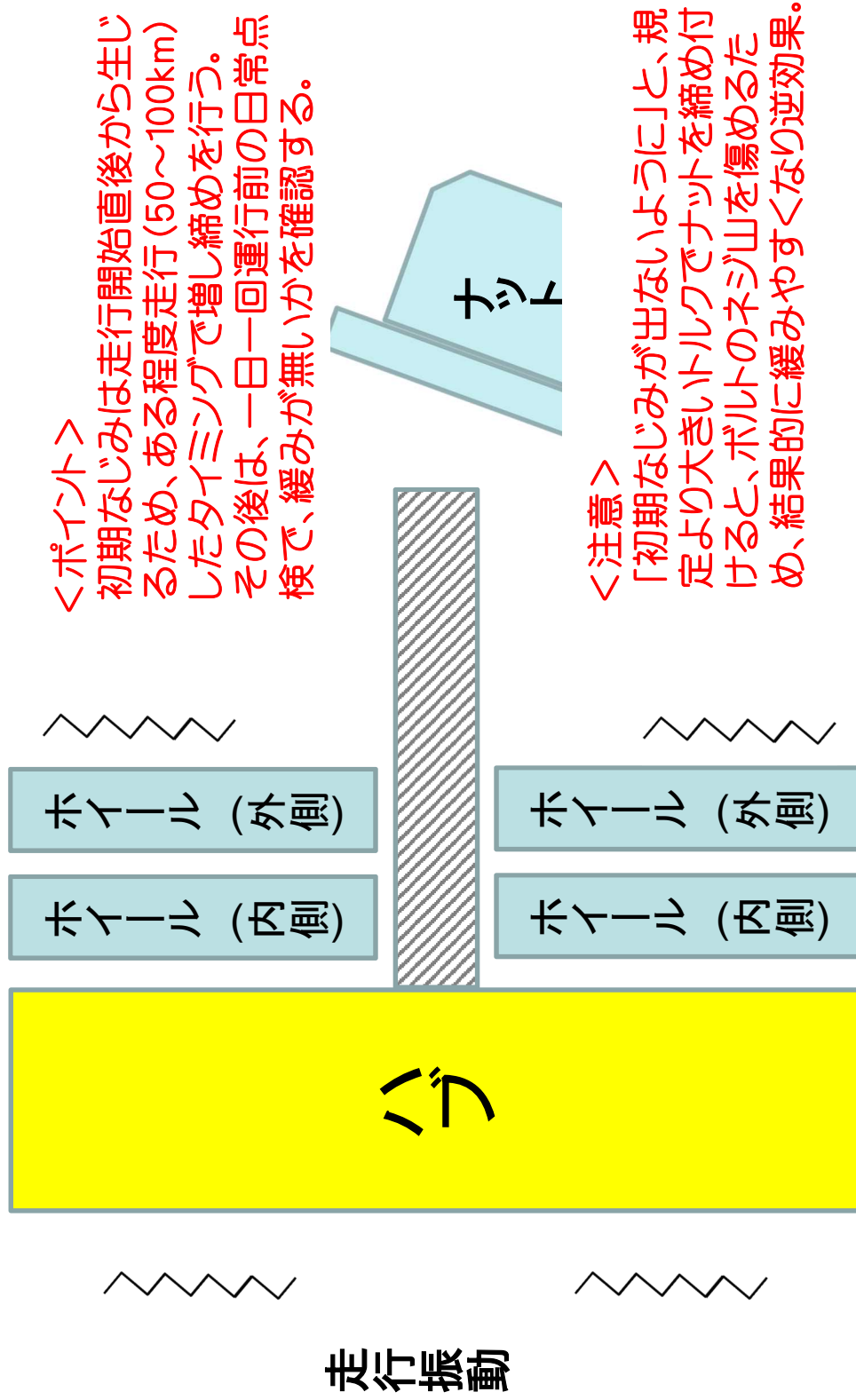
①ホイール脱着作業の後、しばらく走行すると「初期なじみ」が生じる。



3. 事故発生メカニズム（推定）

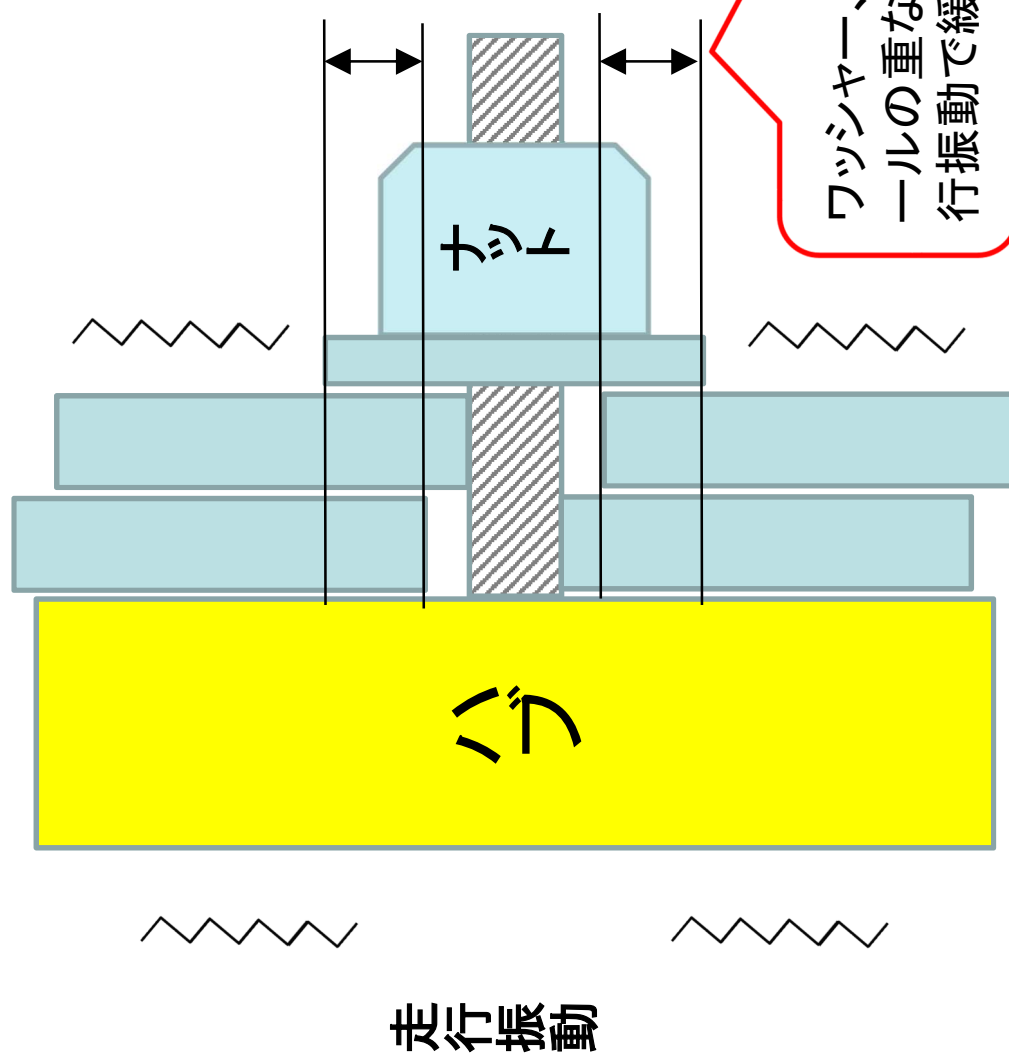
(1) ホイール脱着作業後の初期なじみによる緩み発生

② そのまま走行していると徐々に緩みが進み、ナットが外れる。その後ホイールも外れる。



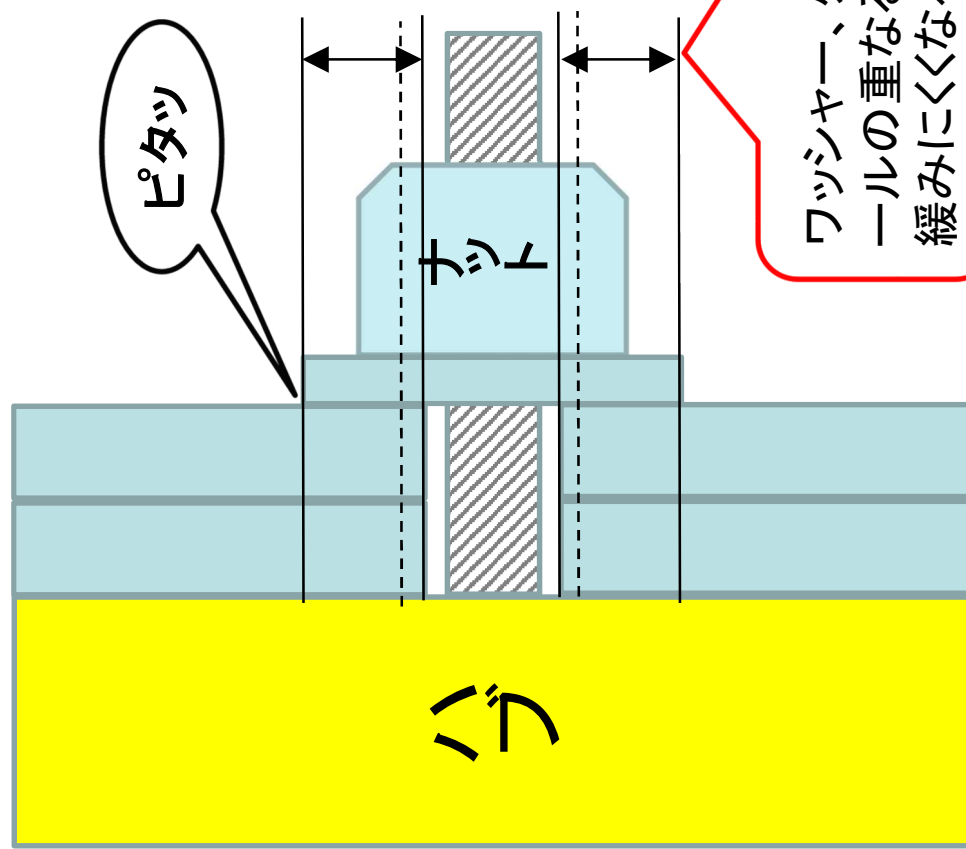
3. 事故発生メカニズム（推定）

(2) ホイール脱着作業時のボルト穴位置の不一致による緩み発生



3. 事故発生メカニズム（推定）

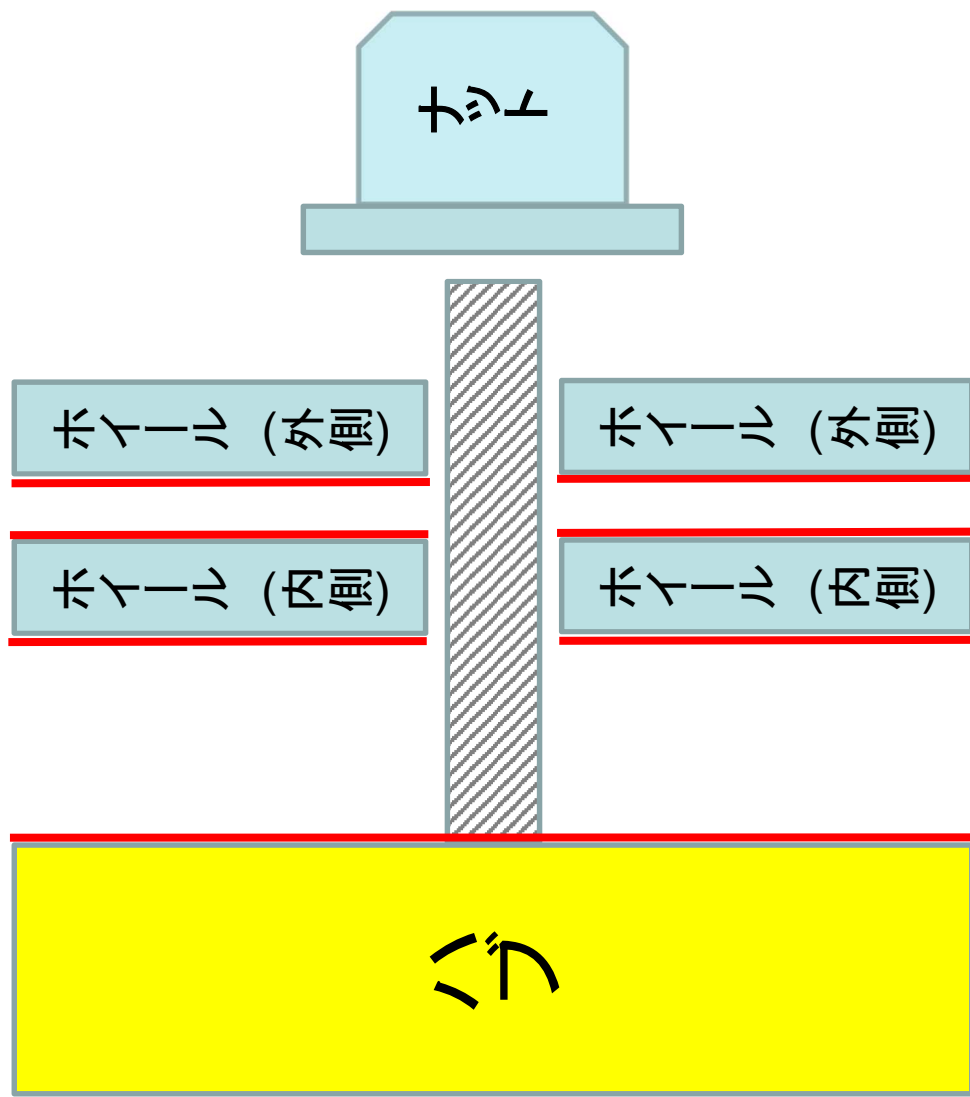
(2) ホイール脱着作業時のボルト穴位置の不一致による緩み発生



3. 事故発生メカニズム（推定）

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

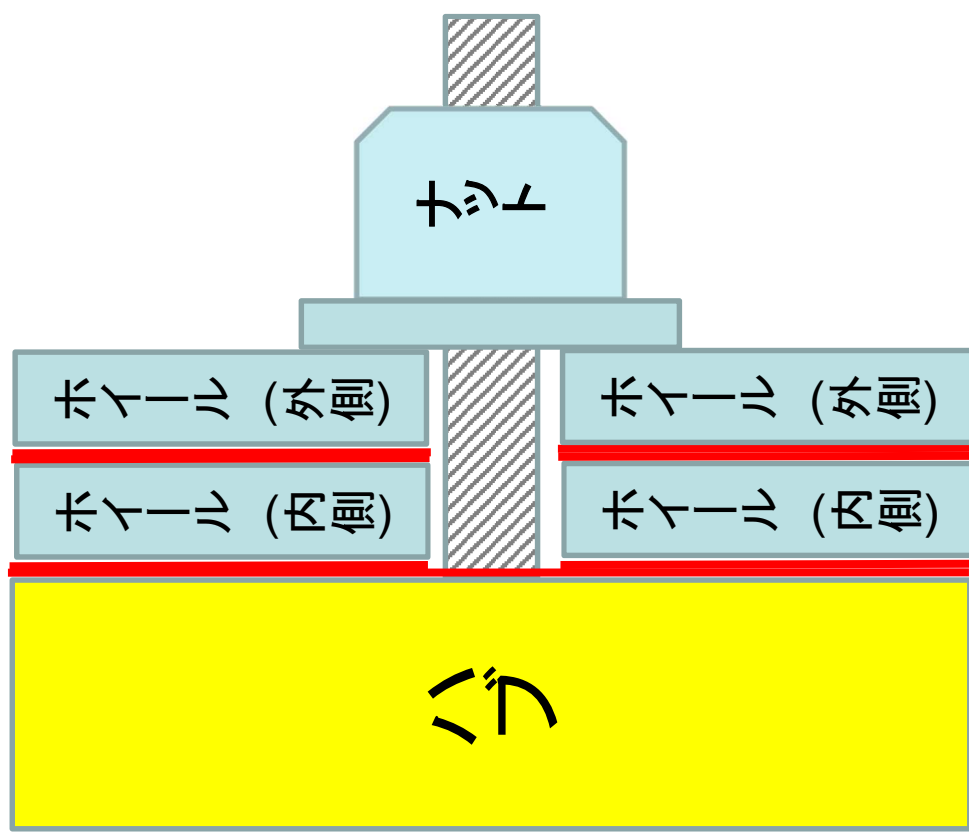
① 各当たり面の錆や泥等を清掃しないまま組み付けると・・・。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

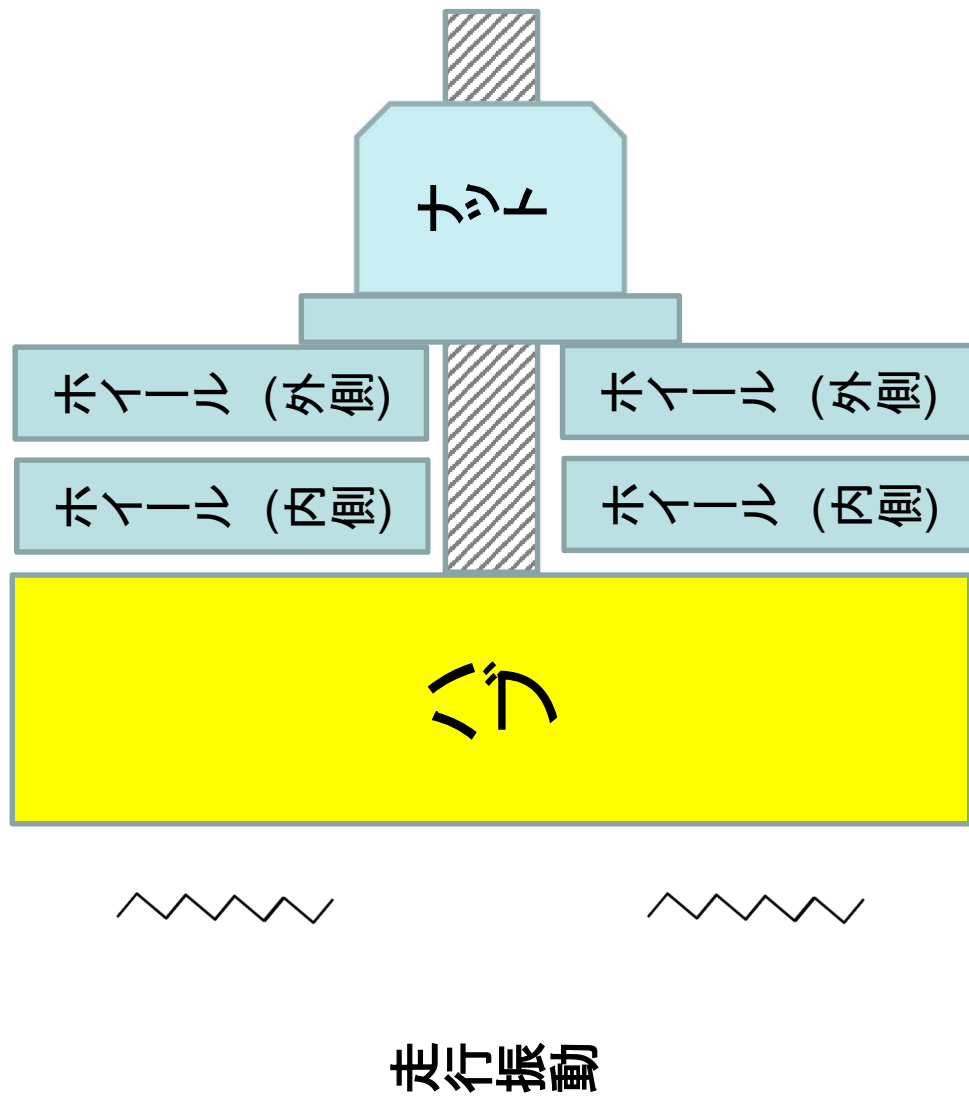
② 当たり面の間に錆等の層が挟まれた状態で締め付けられる。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

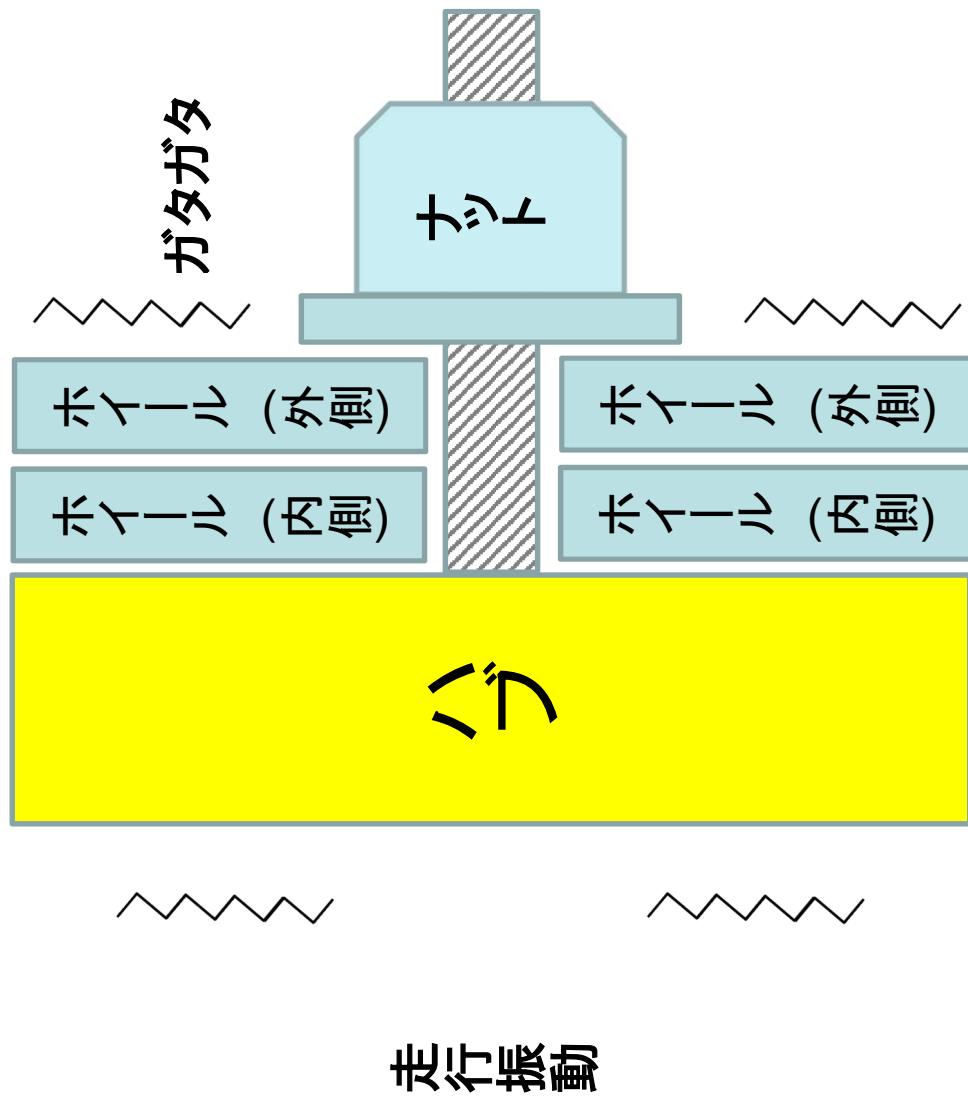
③ 走行振動により錆等の層が脱落する。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

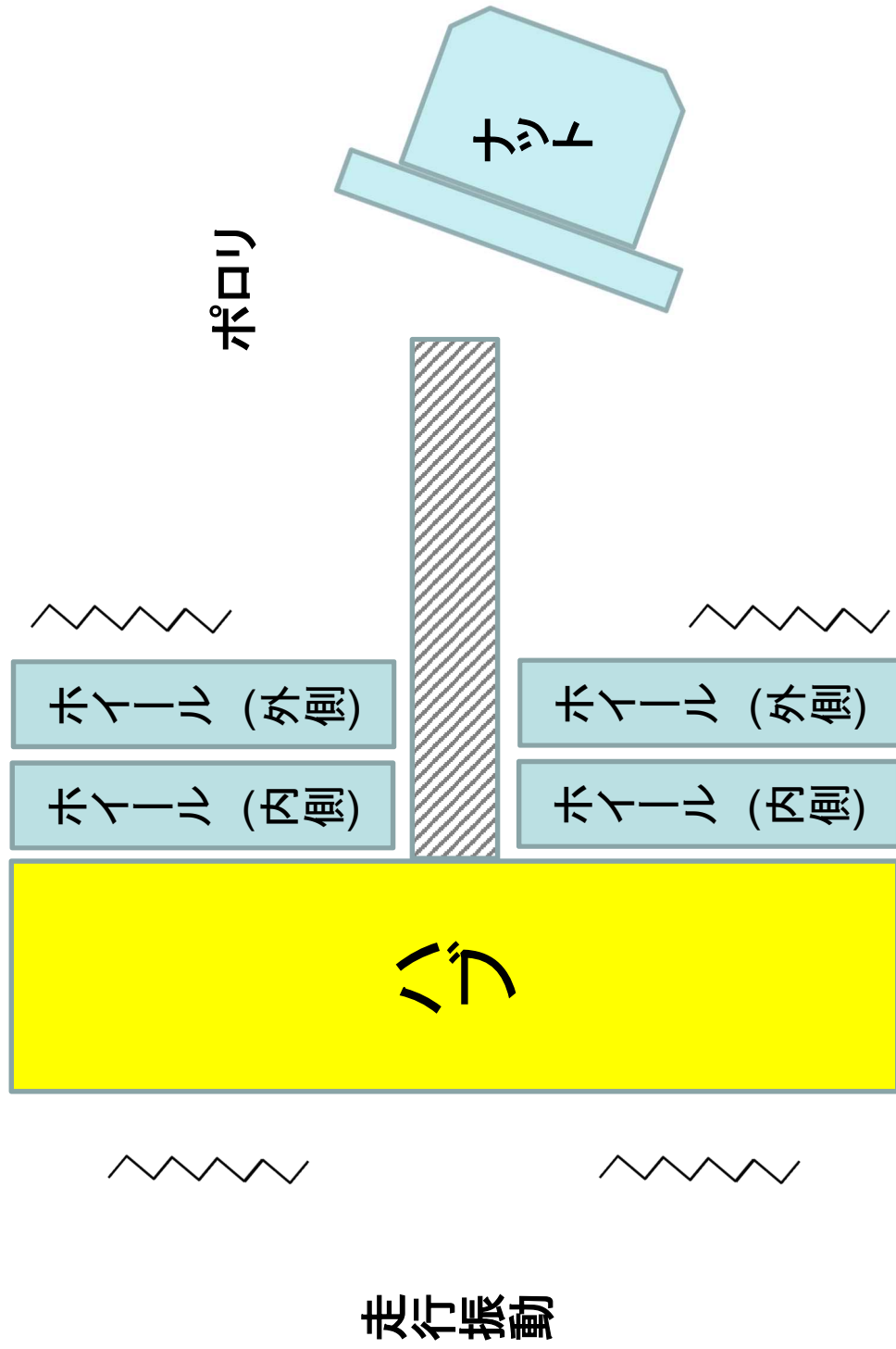
④ すき間ができることによりナットの締結力が低下し、走行の振動により緩みが生じる。



3. 事故発生メカニズム（推定）

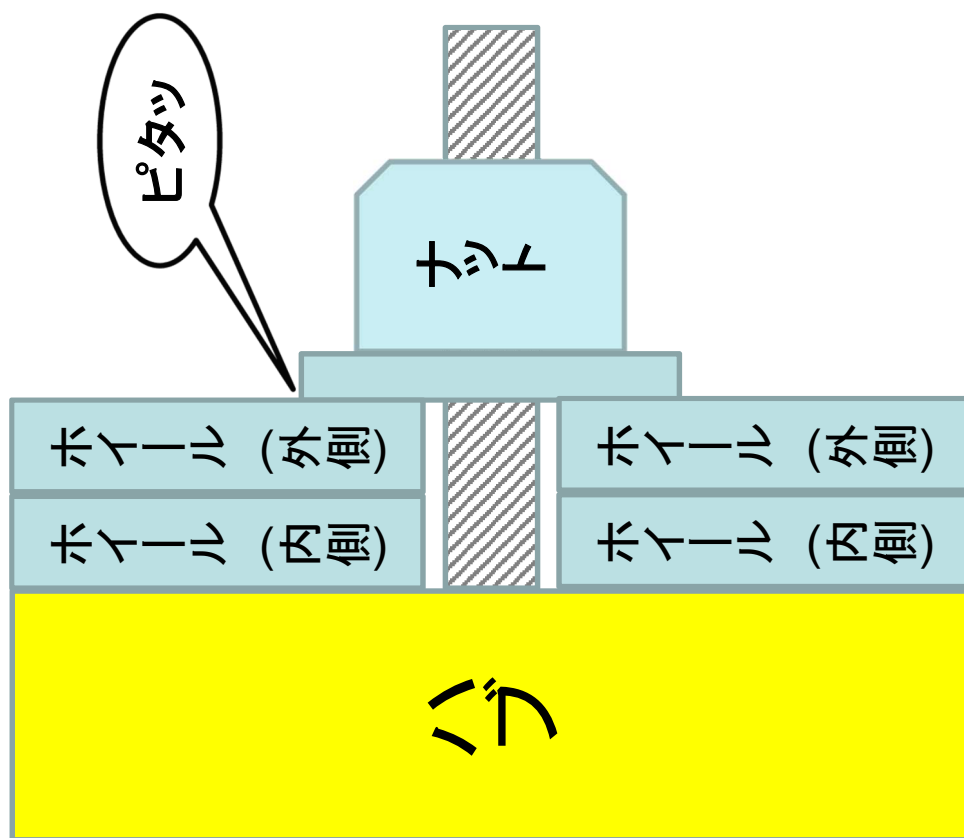
(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生

⑤ 緩みが進み、ナットが外れる。その後ホイールも外れる。



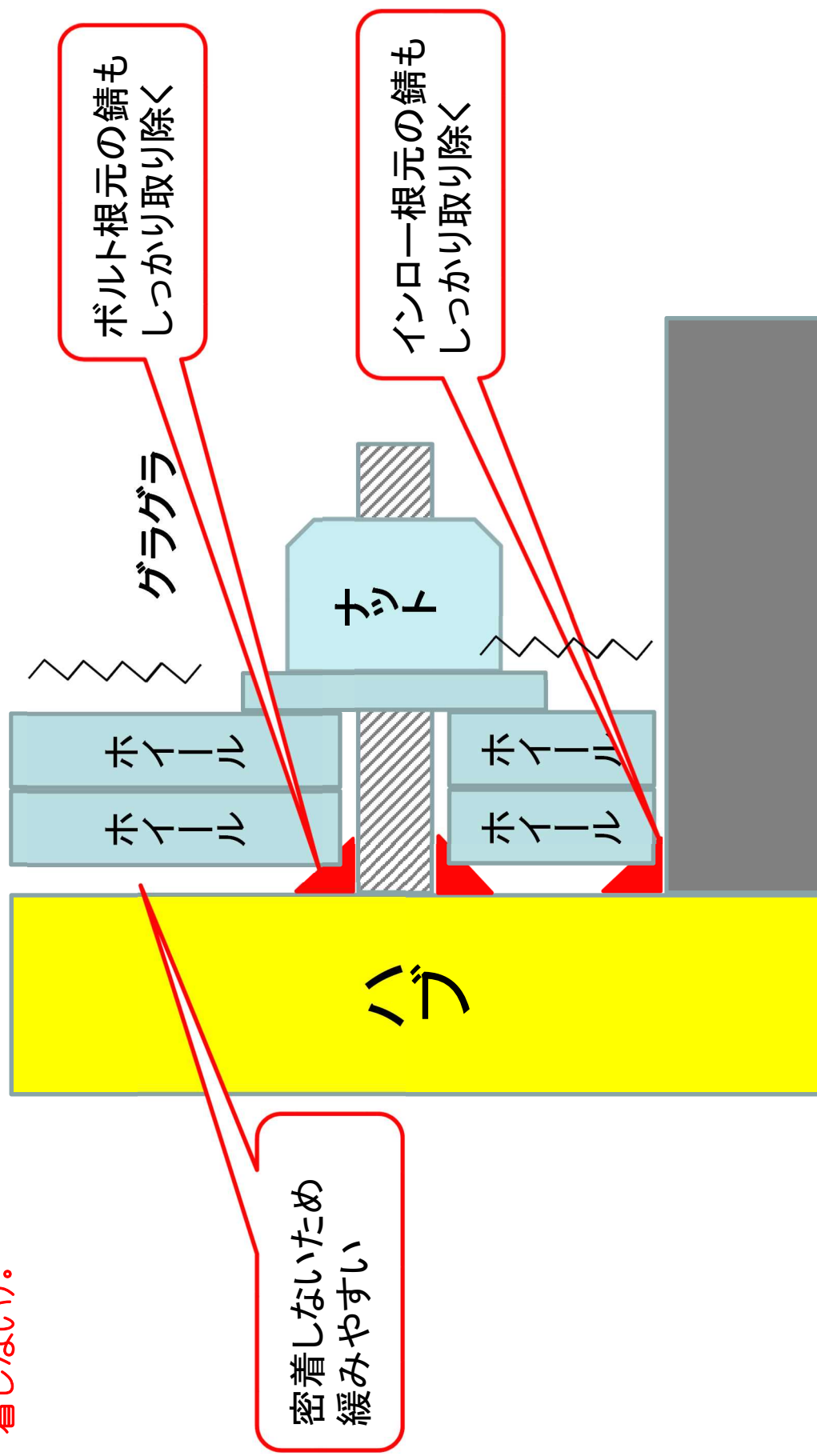
3. 事故発生メカニズム（推定）

(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生
防ぐためには → 当たり面の錆、泥、汚れ等をしっかり落としてから組み付ける。



3. 事故発生メカニズム（推定）

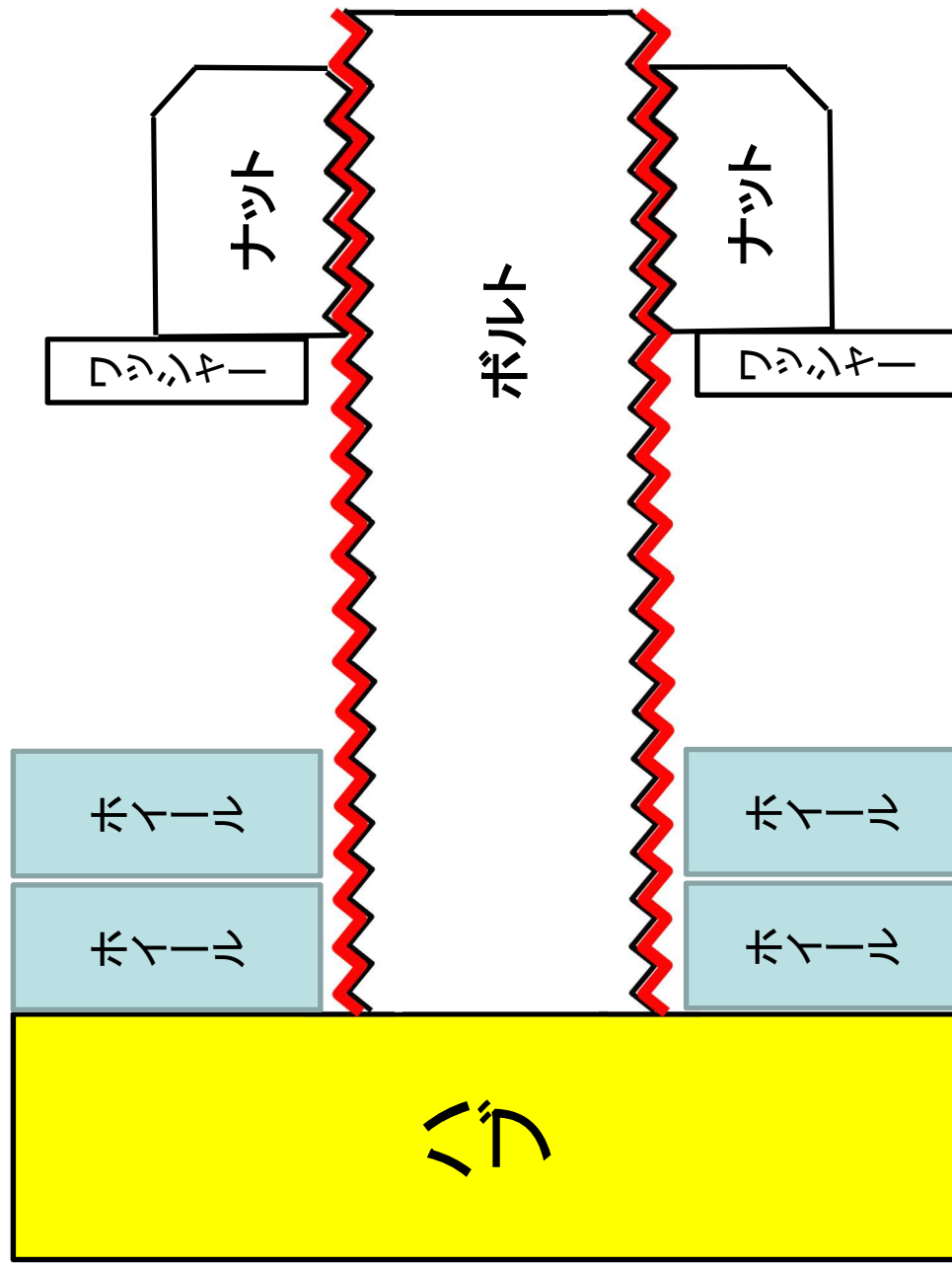
(3) ハブとホイール、ホイールとホイールの当たり面の錆等による緩み発生
ボルトや、ハブはめ合い部(インロー部)根元の錆にも注意(錆が挟まり、ホイールとハブが密着しない)。



3. 事故発生メカニズム（推定）

（４）ボルト、ナットの錆による緩み発生

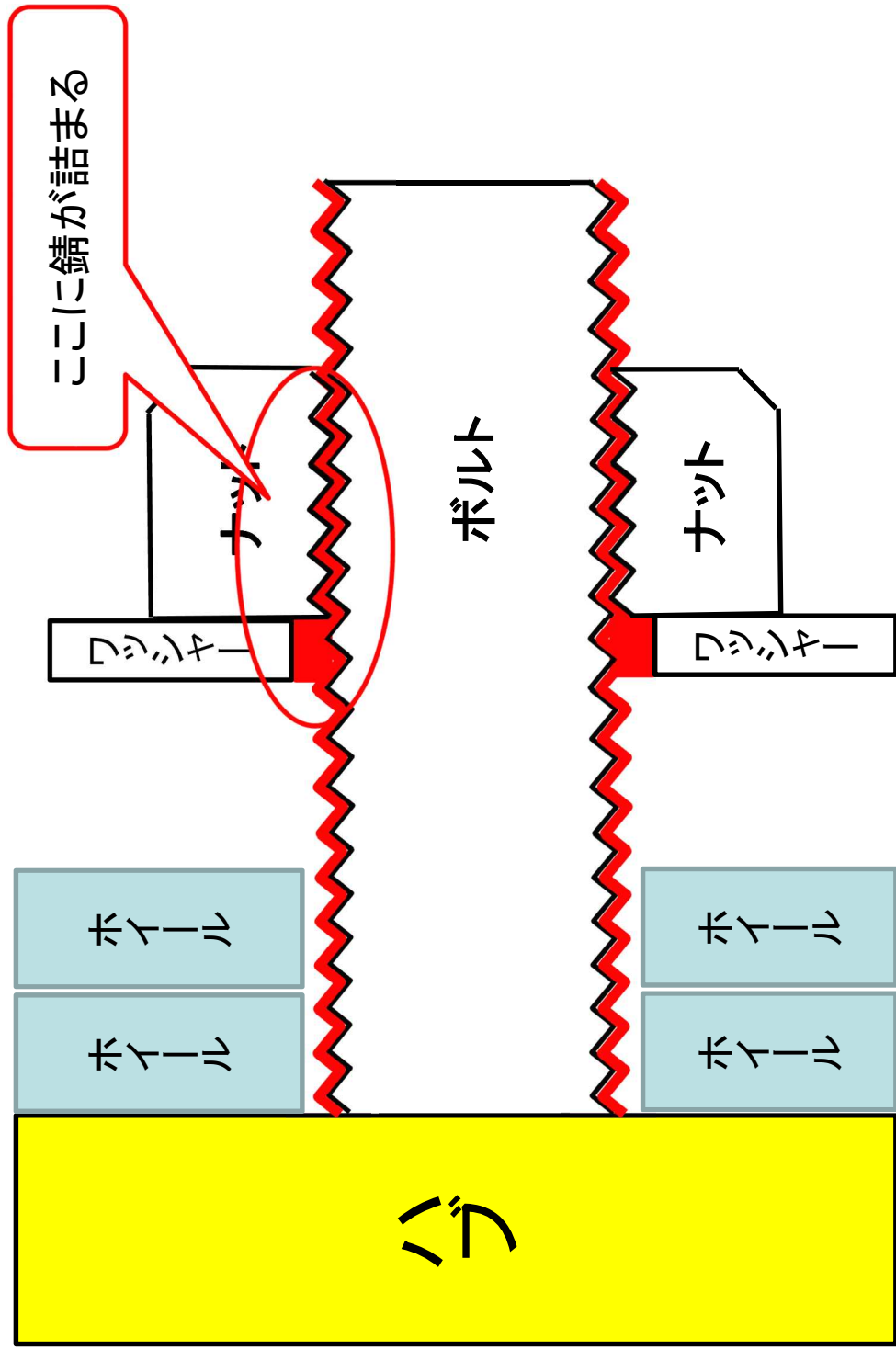
①ボルト、ナットの錆びを落とさないまま締め付けると・・・。



3. 事故発生メカニズム（推定）

（４）ボルト、ナットの錆による緩み発生

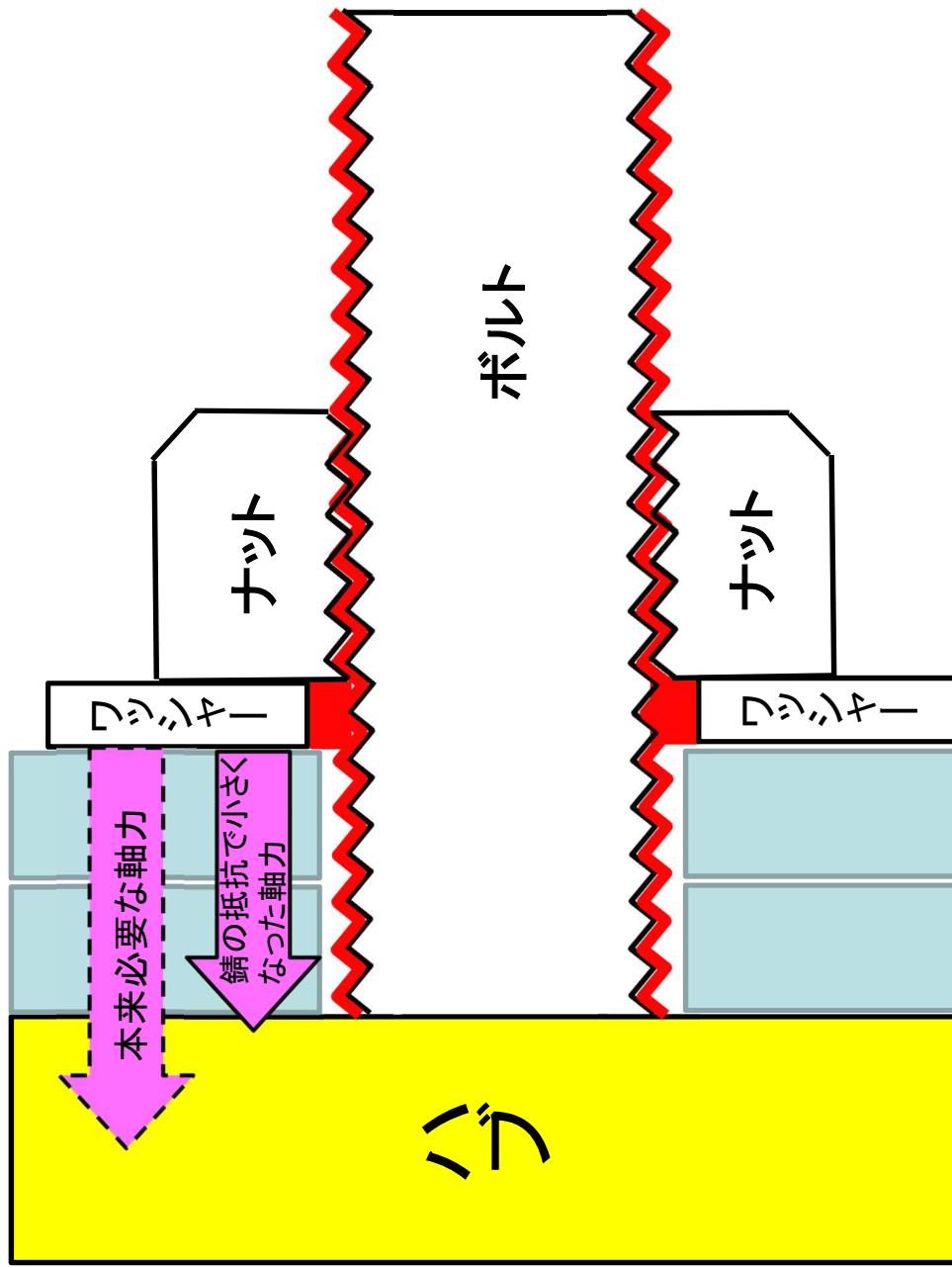
②ナットが進むにつれ、削れた錆がネジ山に詰まっていく。



3. 事故発生メカニズム（推定）

（４）ボルト、ナットの錆による緩み発生

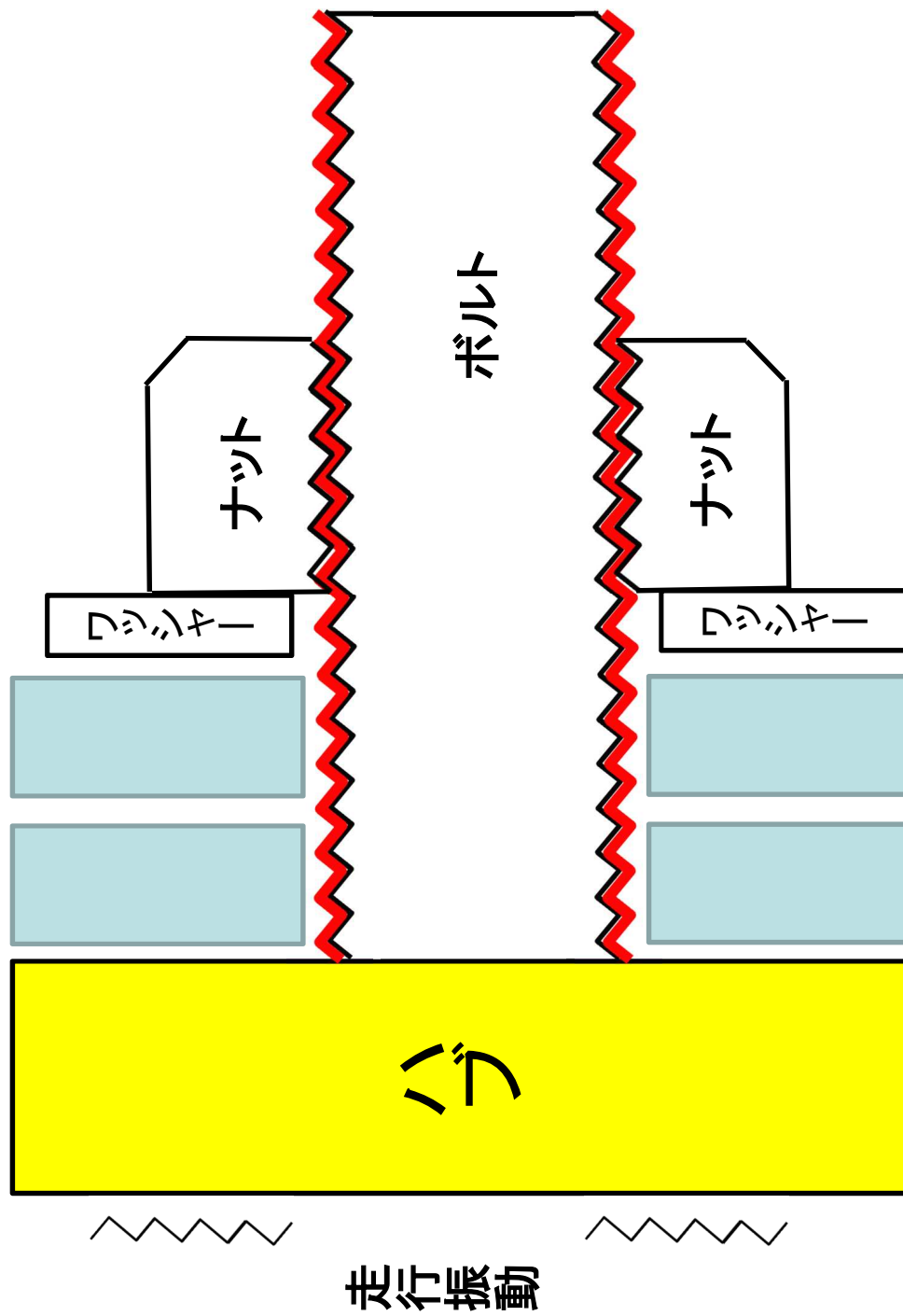
- ③ネジ山に詰まった錆が締め付けの抵抗となり、規定トルクで締め付けても、本来必要な軸力（締結力）が得られない状態となる。



3. 事故発生メカニズム（推定）

（４）ボルト、ナットの錆による緩み発生

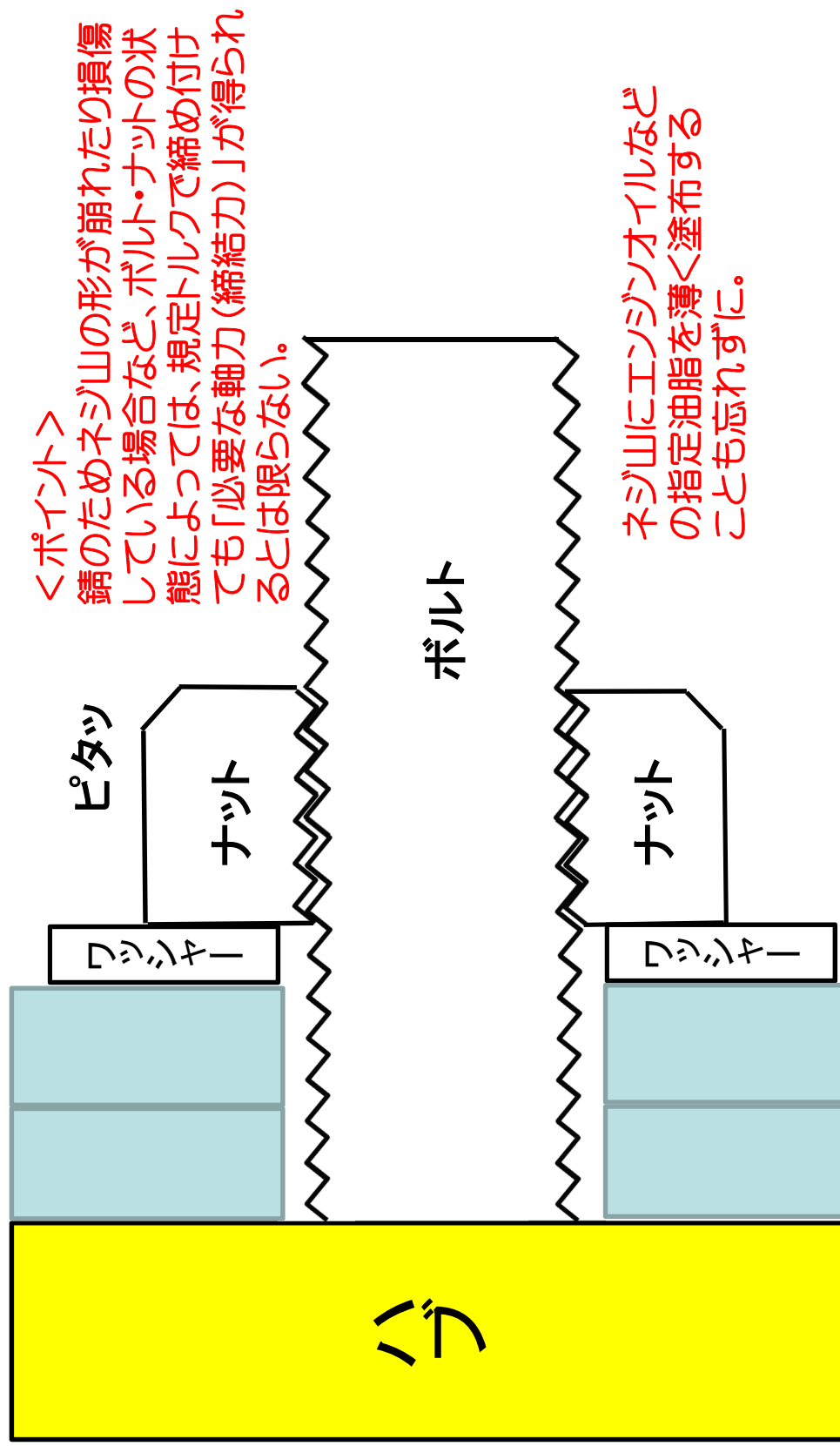
④走行振動で緩む。最終的にナットが外れ、ホイールも外れる。



3. 事故発生メカニズム（推定）

（４）ボルト、ナットの錆による緩み発生

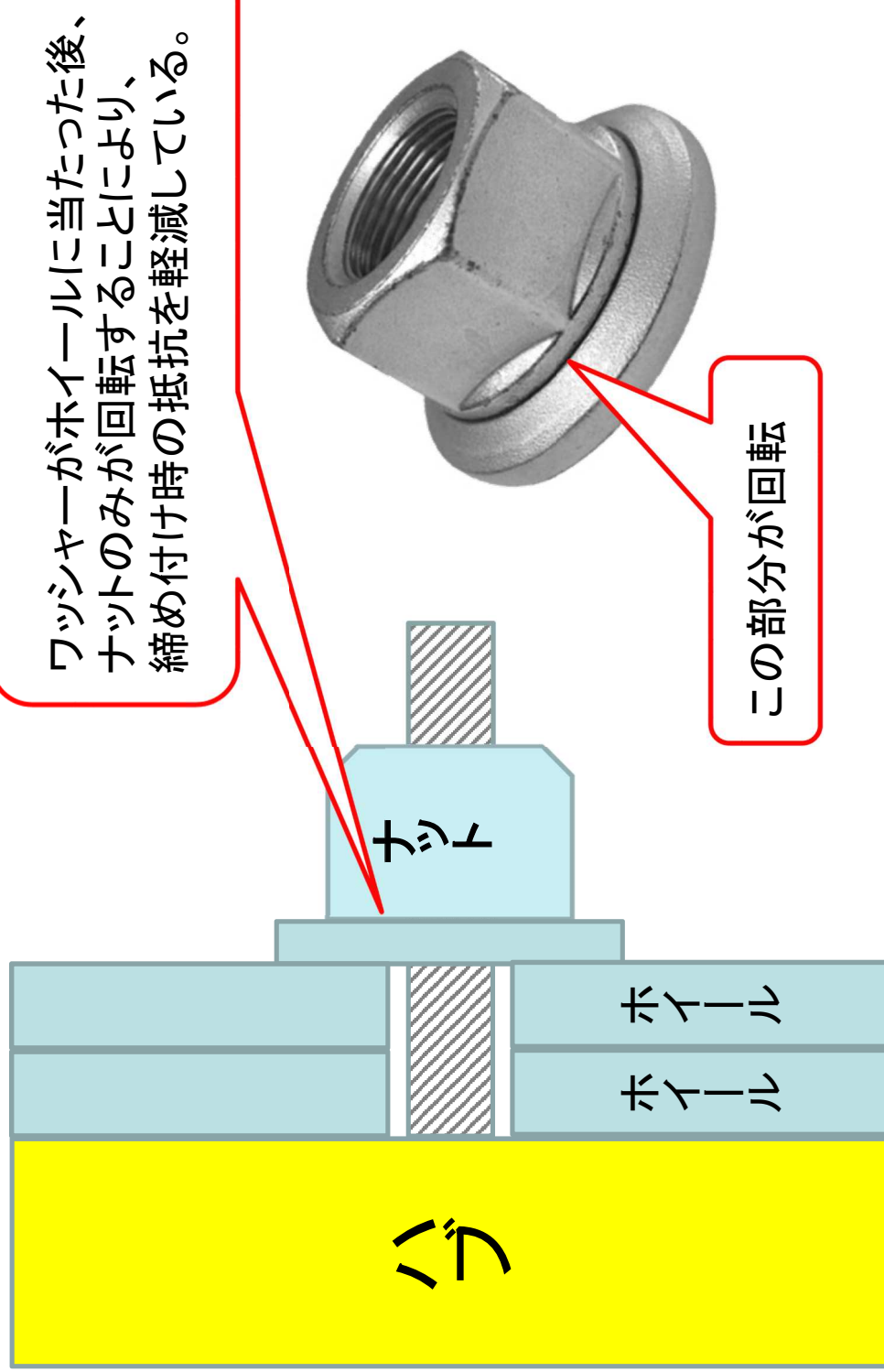
防ぐためには → ボルト、ナットが錆びている場合、錆を落としてから締め付ける。



3. 事故発生メカニズム（推定）

（5）ISO方式ナットワッシャーの固着による緩み発生

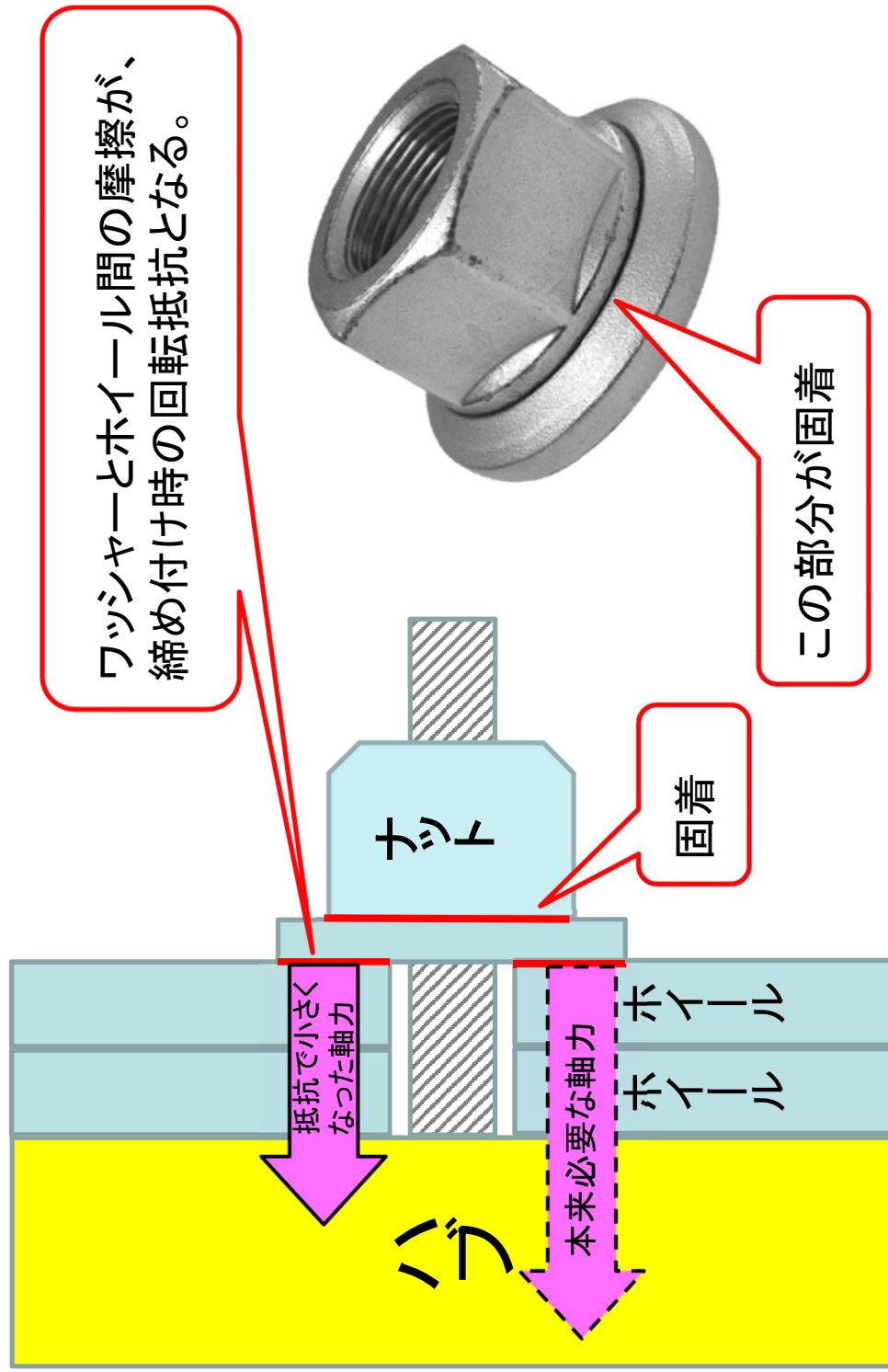
- ①ISO方式のナットワッシャーには、スムーズに回ることと締め付け時の回転抵抗を軽減する機能がある。



3. 事故発生メカニズム（推定）

（5）ISO方式ナットワッシャーの固着による緩み発生

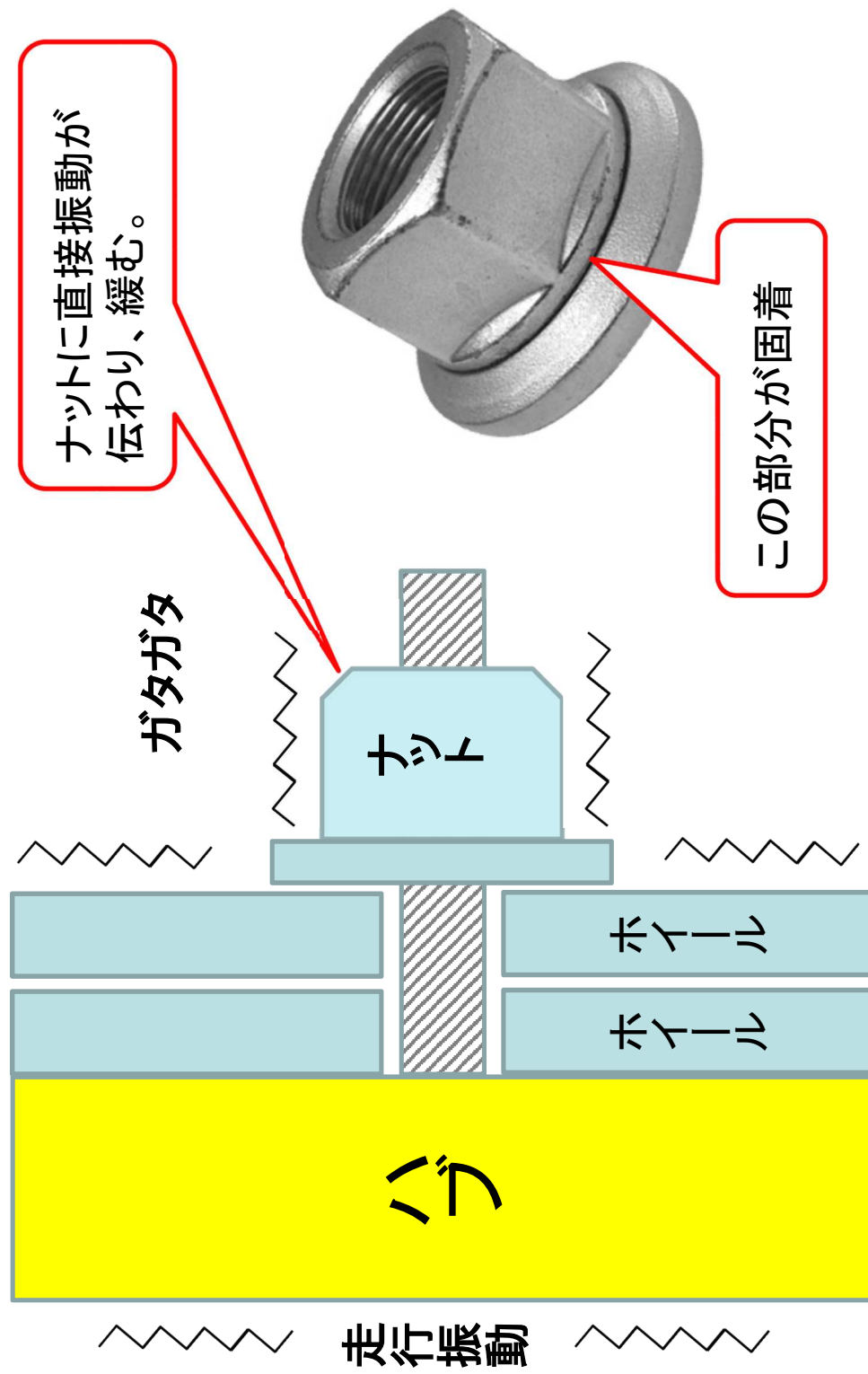
②ナット-ワッシャー間が鋳等によりスムーズに回らないと、締め付け時の回転抵抗が大きくなるため、規定トルクで締め付けても、必要な軸力（締結力）を得られない。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(5) ISO方式ナットワッシャーの固着による緩み発生

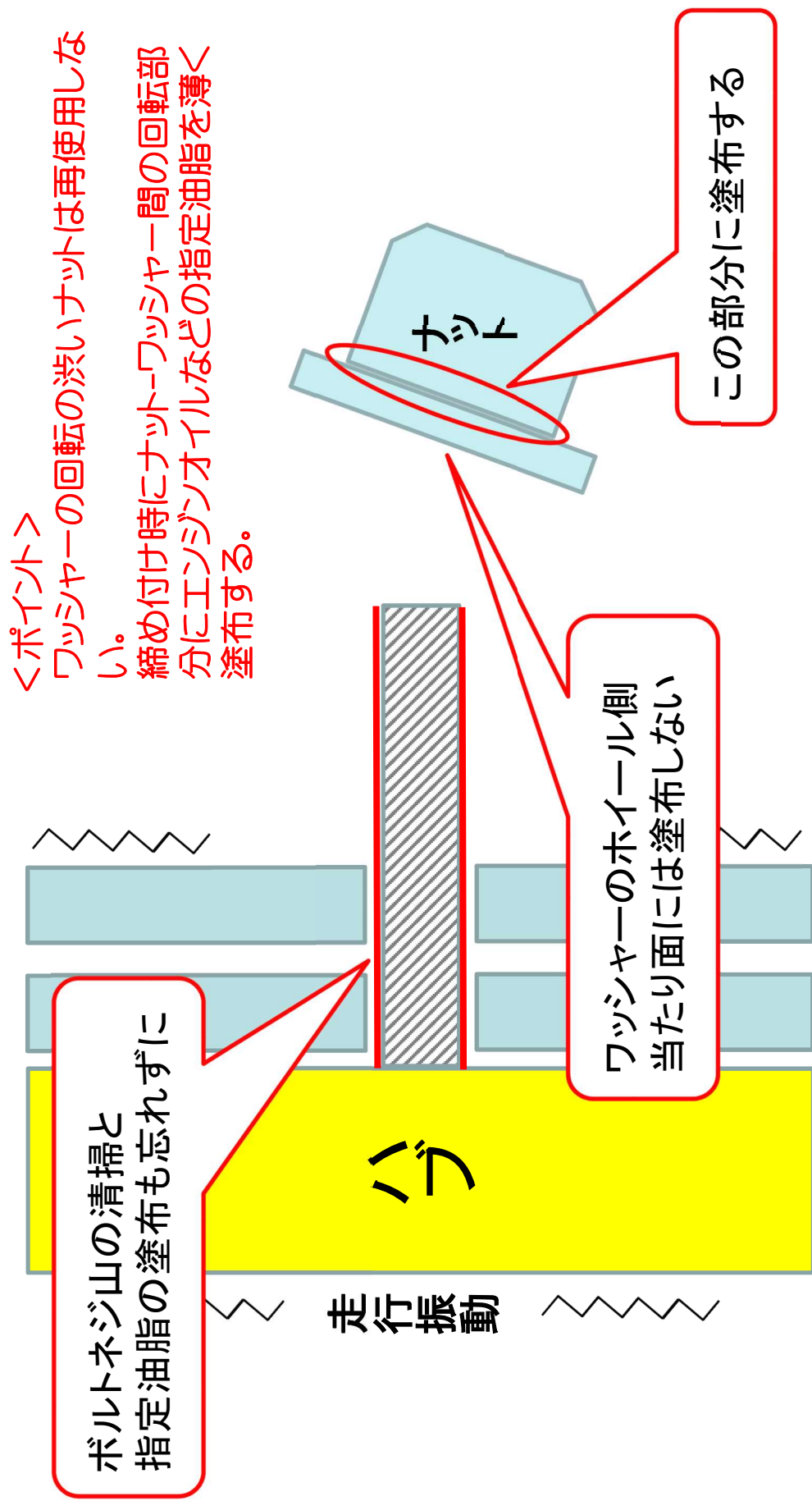
③軸力（締結力）が小さく、また、走行振動がナットに直接伝わるため、ナットが緩みやすい。



3. 事故発生メカニズム (推定)

(5) ISO方式ナットワッシャーの固着による緩み発生

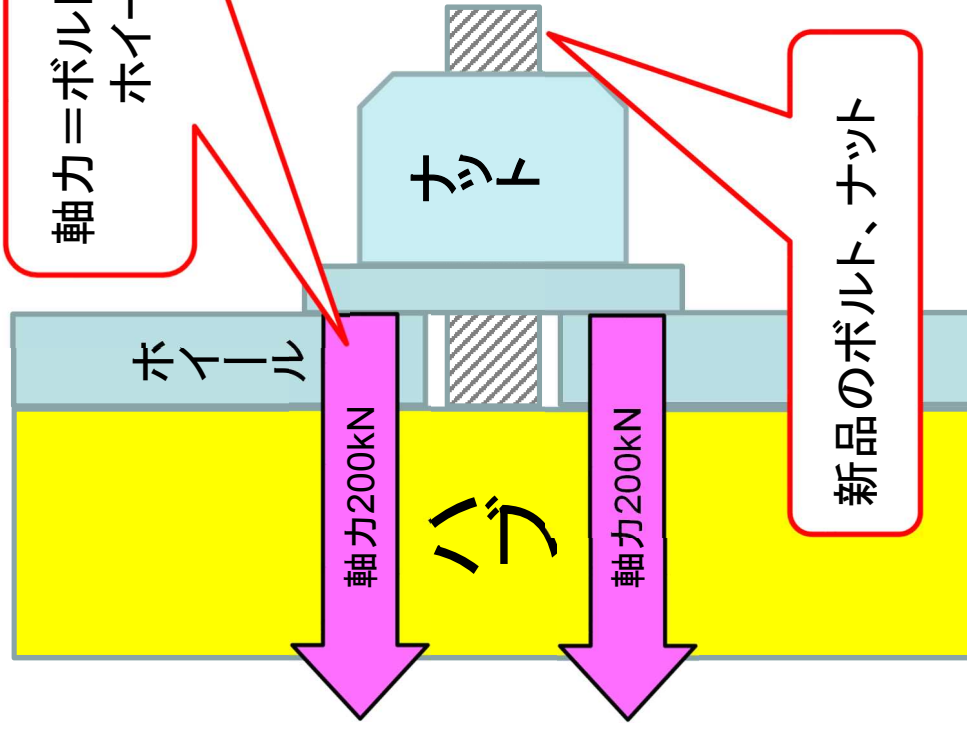
③緩みが進み、ナットが外れる。その後ホーイルも外れる。



3. 事故発生メカニズム

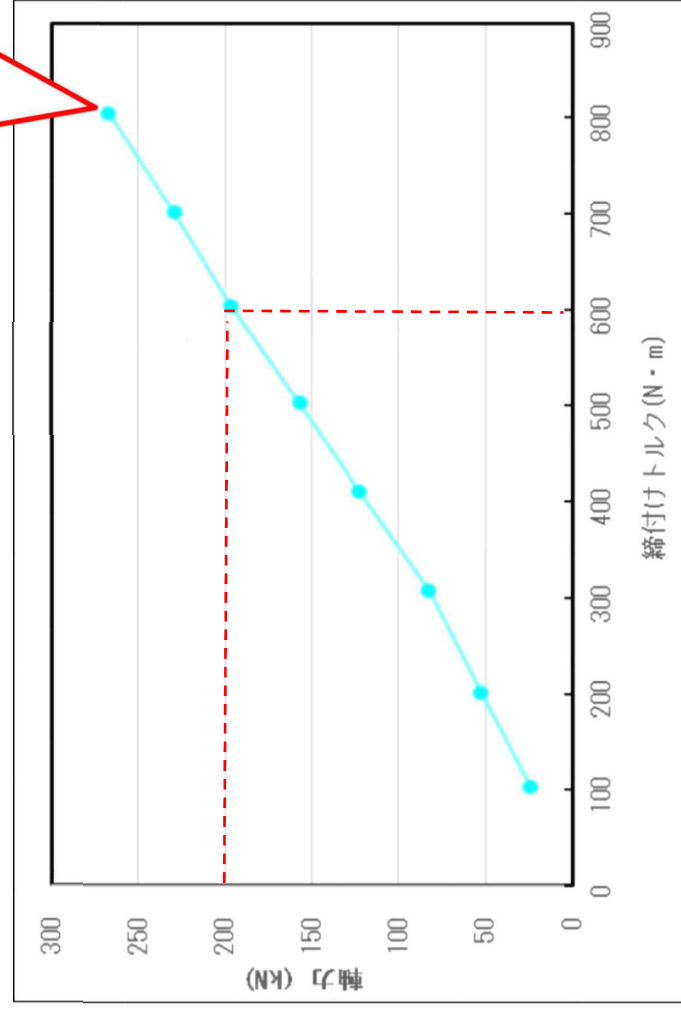
(参考) ボルト、ナットが新品の場合と錆を落とさない場合の「軸力」の差

①新品のボルト、ナットを使用し、トルク600N・mで締め付けると、軸力は約200kNまで上がる。



新品の
ボルト、ナット

軸力=ボルト、ナットの締め込みにより、
ホイールをハズに押しつける力

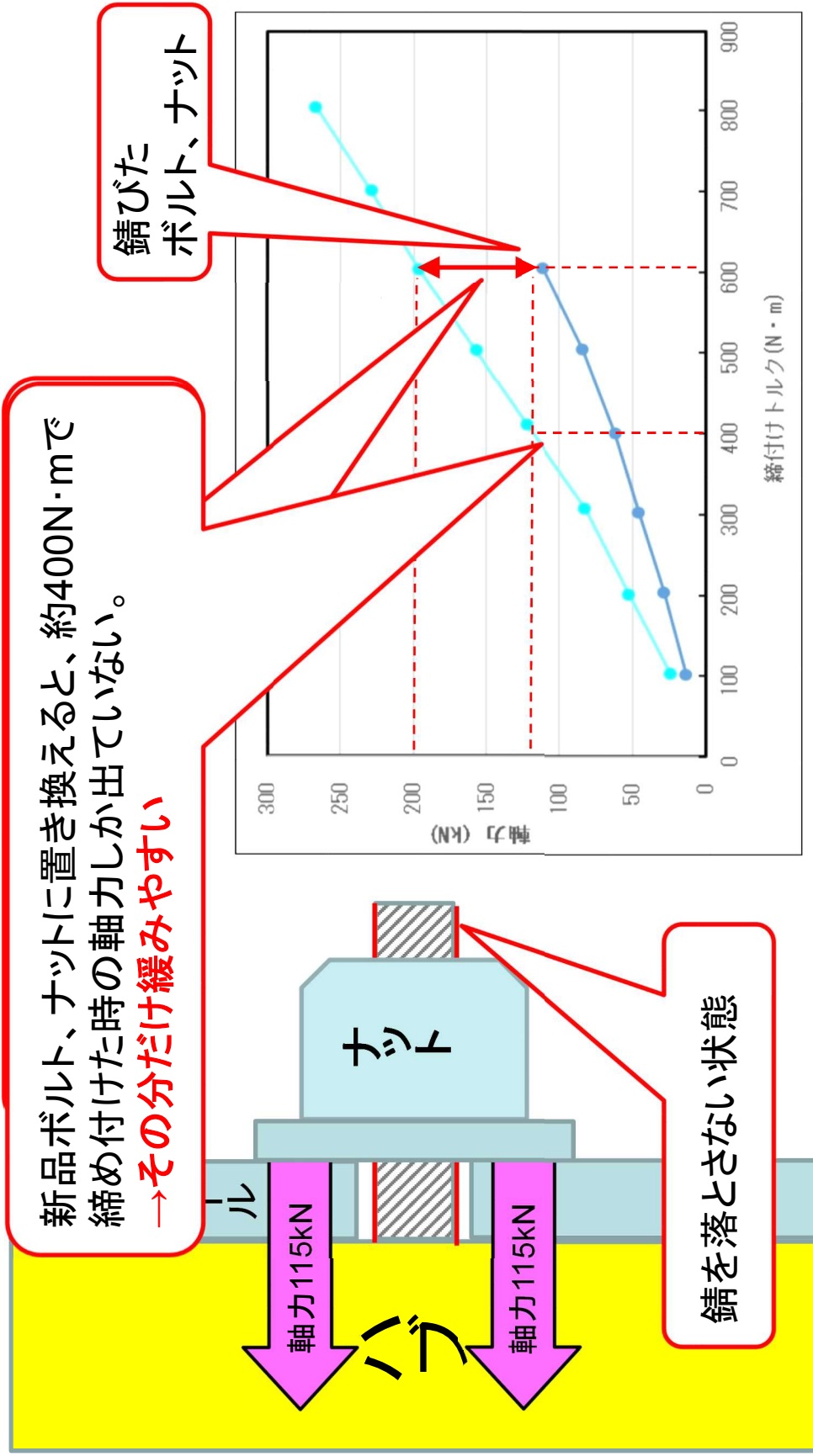


「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WG」中間とりまとめにおける検証結果より

3. 事故発生メカニズム

(参考) ボルト、ナットが新品の場合と錆を落とさない場合の「軸力」の差

② 錆を落とさないままのボルト、ナットを使用した場合、トルク600N・mで締め付けなくても、錆の抵抗により軸力は約115kNまでしか上がらない。

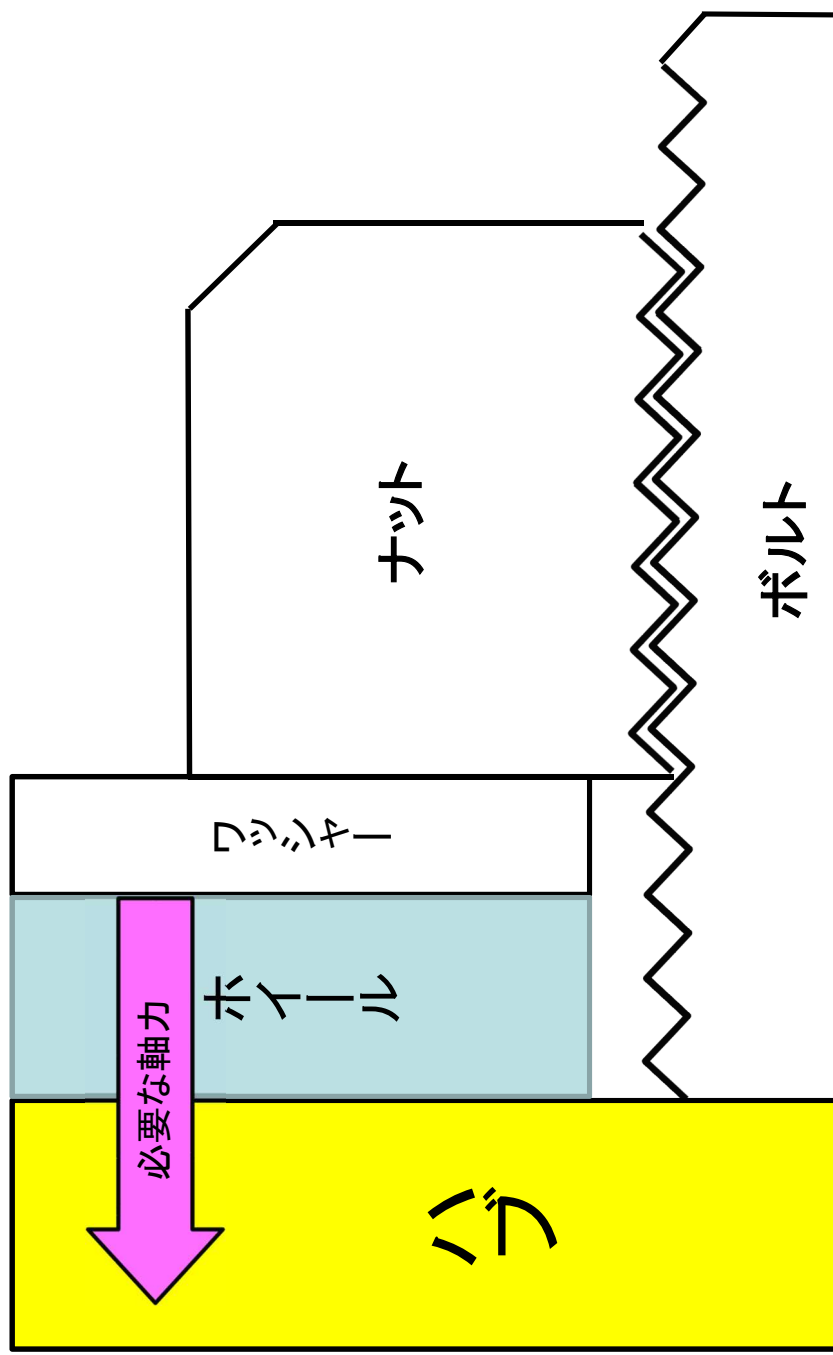


「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WG」中間とりまとめにおける検証結果より

3. 事故発生メカニズム（推定）

（6）ボルトの伸び、ネジ山の傷みによる緩み発生

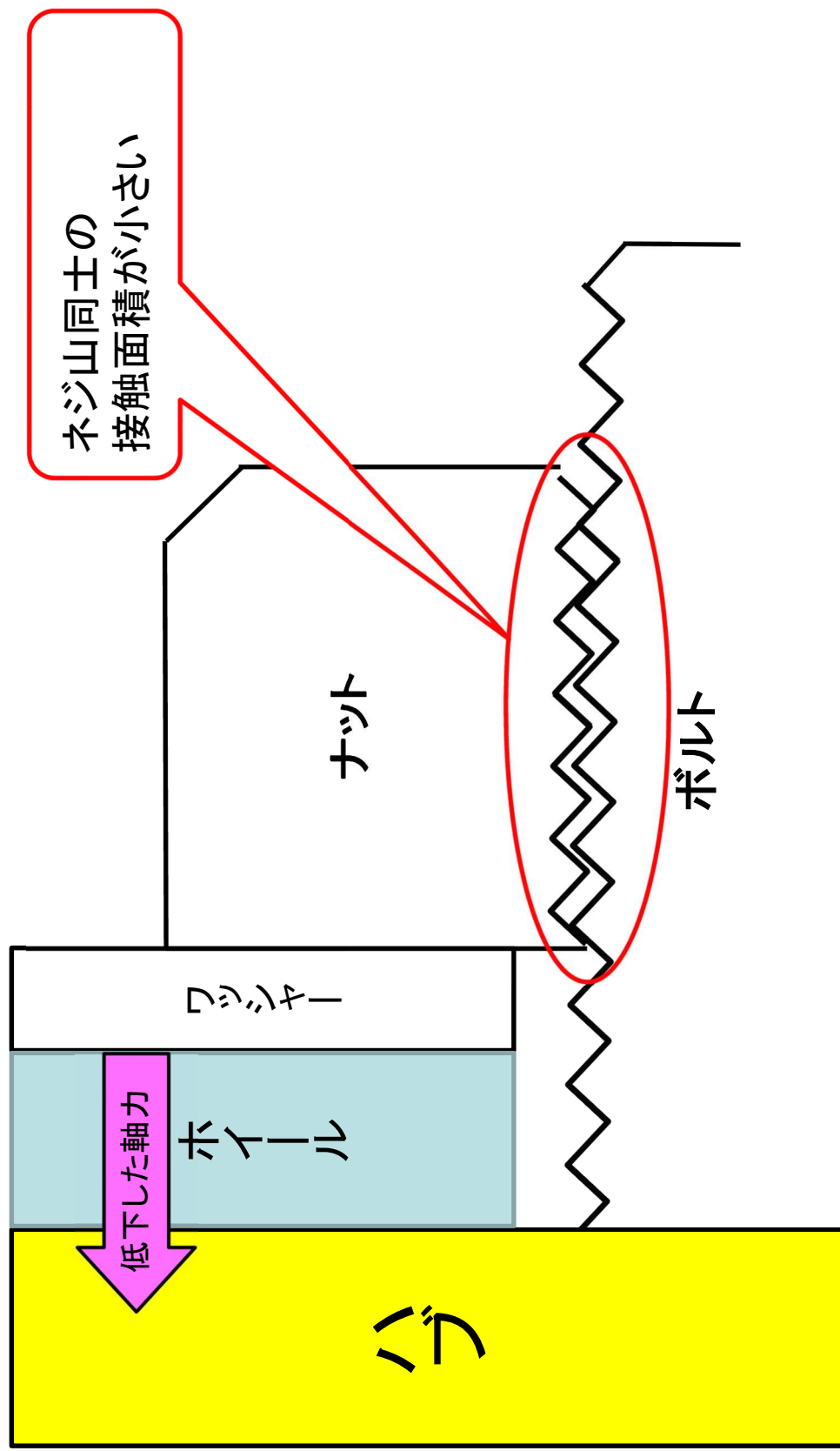
①正常なボルトとナットは、ネジ山がしっかりと合い合うことで必要な軸力（締結力）を維持している。



3. 事故発生メカニズム（推定）

（6）ボルトの伸び、ネジ山の傷みによる緩み発生

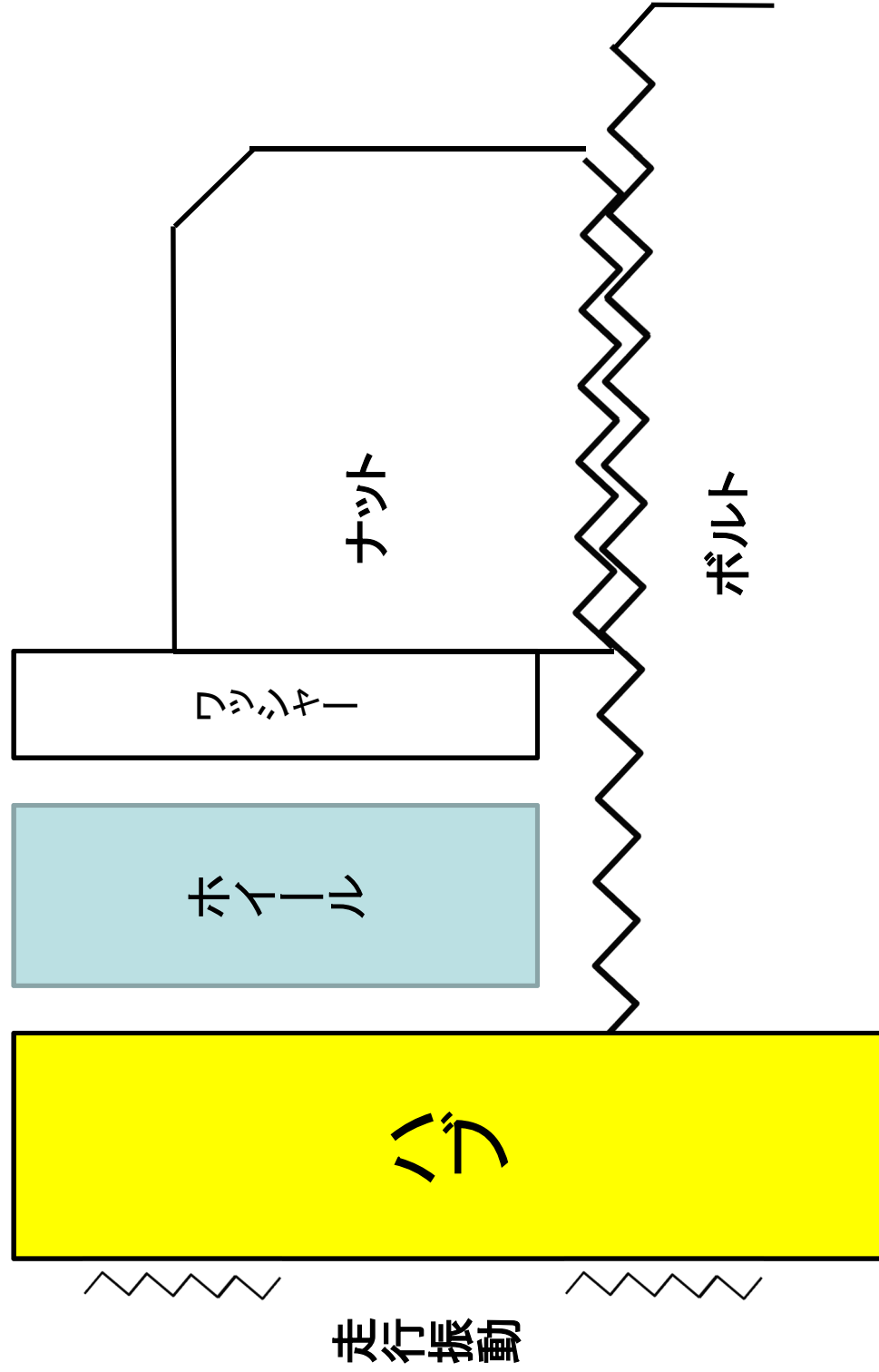
②ボルトが伸びたりネジ山が傷んだりしていると、ネジ山がしっかりと噛み合わないため、軸力（締結力）を維持できない。また、傷や損傷が抵抗になり必要な軸力が得られない。



3. 事故発生メカニズム（推定）

(6) ボルトの伸び、ネジ山の傷みによる緩み発生

③ 走行振動により緩む。最終的にナットが外れ、ホイールも外れる。



3. 事故発生メカニズム（推定）

- (6) ボルトの伸び、ネジ山の傷みによる緩み発生
防ぐためには → 規定トルクを守ってボルトの伸び、ネジ山の傷みを防ぐ。
伸びたボルト、ネジ山の傷んだボルトは再利用せず交換する。

ボルトの伸び、ネジ山の傷みを防ぐポイント

- ①トルクレンチを使い、規定トルクで締め付ける。
 - 「とにかく強く締めればいい」という感覚では、ボルトの傷みは急速に進む(最悪の場合、ボルトが折れる)。
 - 「規定トルクの1～2割増し」でも、ボルトの傷みは進む。
 - 規定トルクを守り、増し締めや日常点検をしつかり行うことが、ボルトの寿命を延ばす第一歩。
- ②全てのナットを仮締めしてからトルクレンチで締め込む。
 - インパクトレンチでガチガチに締め付けてからトルクレンチを使って
も意味が無い。
 - インパクトレンチを使用する場合は、エア圧力を下げた状態で仮締めまでとし、最後にトルクレンチで締め込む。
 - 特に、ナットをボルト先端から一気に締め込むと、慣性によりナットの回転に勢いが付き、想像以上に締め付けトルクが上がってしまう。

7. 事故発生メカニズム（推定）

(6) ボルトの伸び、ネジ山の傷みによる緩み発生

過大なトルクでの締め付けにより伸びたホイールボルト

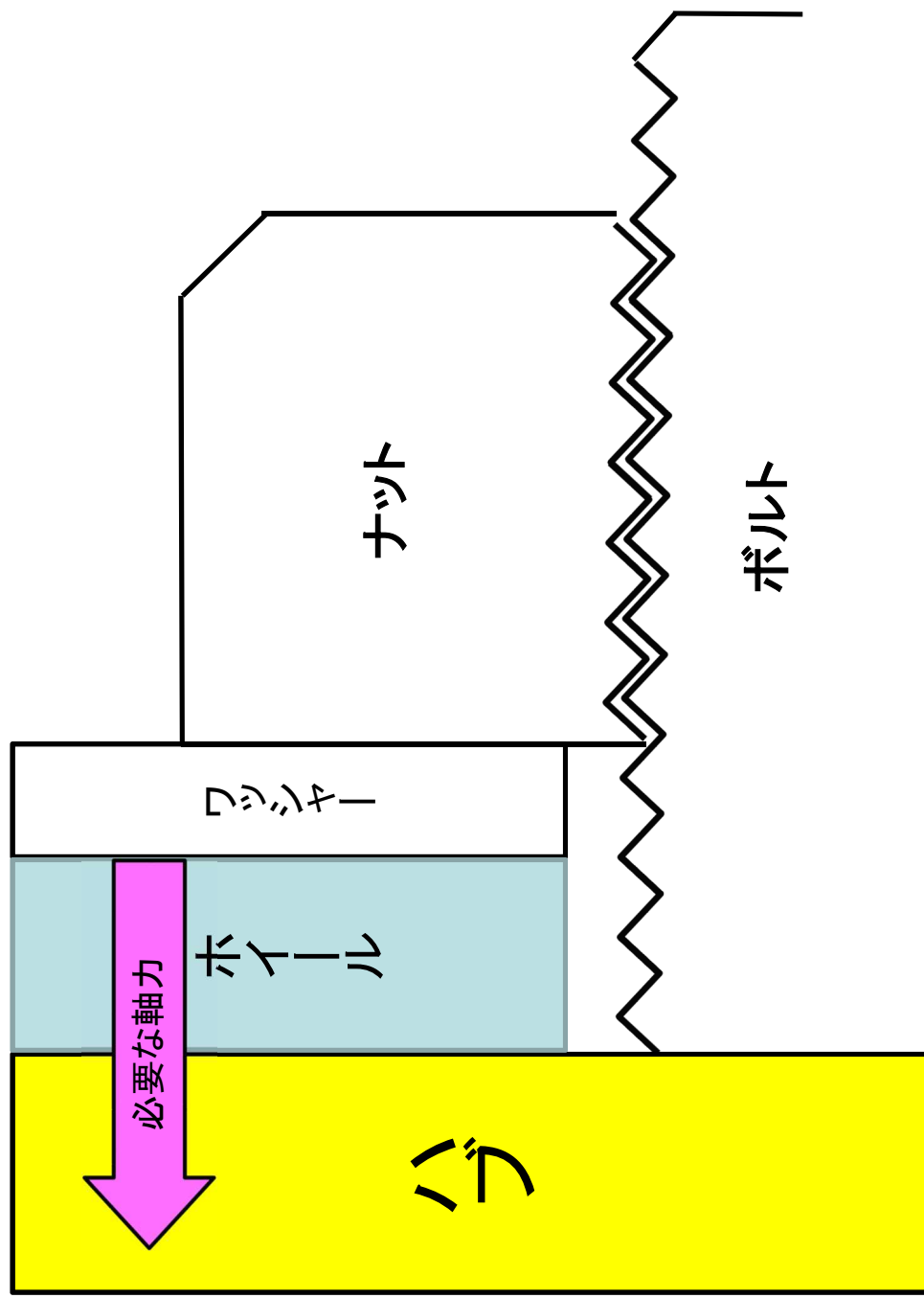


資料提供: (有)うるし山タイヤ

3. 事故発生メカニズム（推定）

（7）ボルトの痩せによる緩み発生

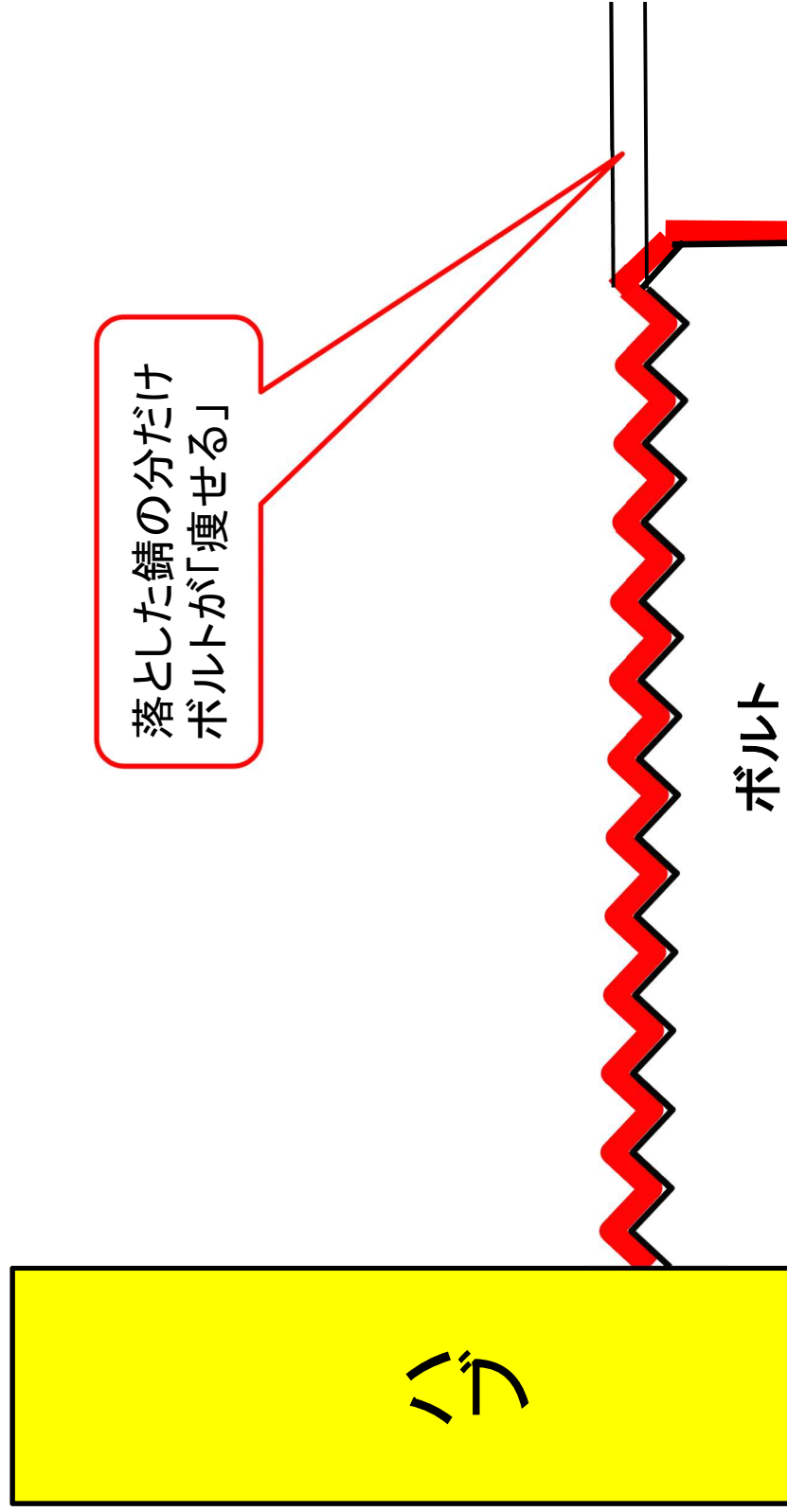
①正常なボルトとナットは、ネジ山がしっかりと噛み合うことで必要な軸力（締結力）を維持している。



3. 事故発生メカニズム（推定）

（7）ボルトの痩せによる緩み発生

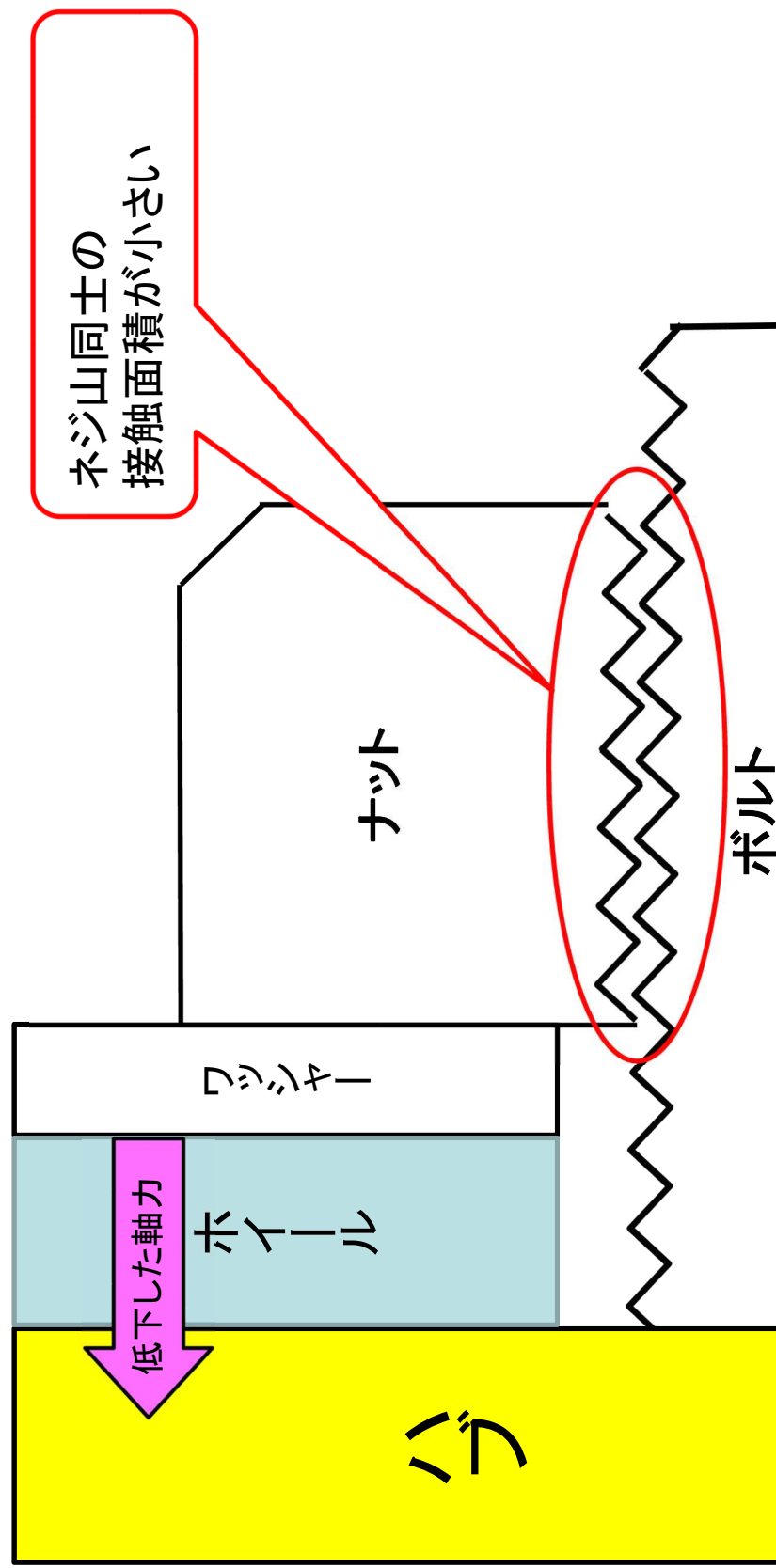
②ボルトの錆がひどい場合、錆を落としても元のボルトよりも「痩せた」状態となる。



3. 事故発生メカニズム（推定）

（7）ボルトの痩せによる緩み発生

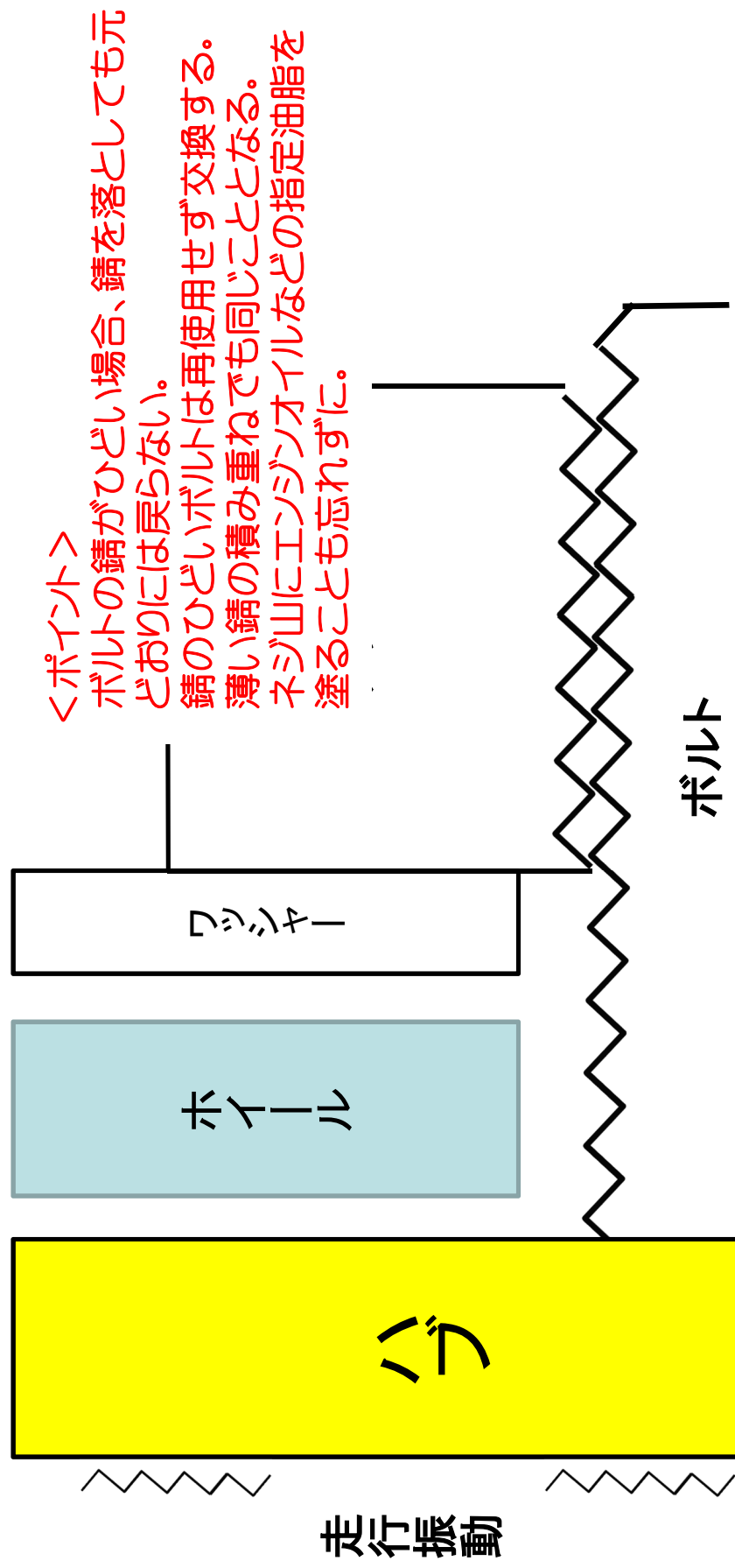
③ボルトが痩せていると、ネジ山がしっかりと噛み合わないため、軸力（締結力）を維持できない。



3. 事故発生メカニズム（推定）

（7）ボルトの痩せによる緩み発生

④走行振動により緩む。最終的にナットが外れ、ホイールも外れる。



3. 事故発生メカニズム（推定）

まとめ

ここまで紹介した他にもナットが緩む要因は存在し、それらが複合的に発生することにより、車輪脱落事故の発生に至っていると考えられます。

よって、車輪脱落事故の防止については、以下の取組の全てを確実に実行する必要があります。

- ・ 必要な知識を持った者が正しい手順によりタイヤ交換作業を行うとともに、ホイール、ボルト、ナット及びハブの状況を確認し、状況に応じ、それらの交換も含めた必要な措置を行う（特に錆びている場合に注意）。
- ・ タイヤ交換作業後50～100km走行後に、トルクレンチを使用し、必ず規定トルクでナットの増し締めを行う。
- ・ 一日一回運行前の日常点検で、ナットの緩みの有無を必ず確認するとともに、錆汁の痕跡といった予兆を見逃さず、必要な措置を行う。

5. 大型車の車輪脱落事故防止特別ページの紹介

- ◎今般、東北運輸局のホームページ上に、大型車の車輪脱落事故防止に関する情報を集約した特別ページを開設しました。
- ◎本資料も掲載しているので、車輪脱落事故防止のため社内教育等の場面での活用をお願いします。



東北運輸局 特別ページ



トラックドライバーの皆様へ

大型車の車輪脱落事故 東北地方で多発中！

タイヤが歩行者に衝突するなど重大な事故に発展するおそれがあります。



車輪脱落事故の
恐ろしさを知って！！

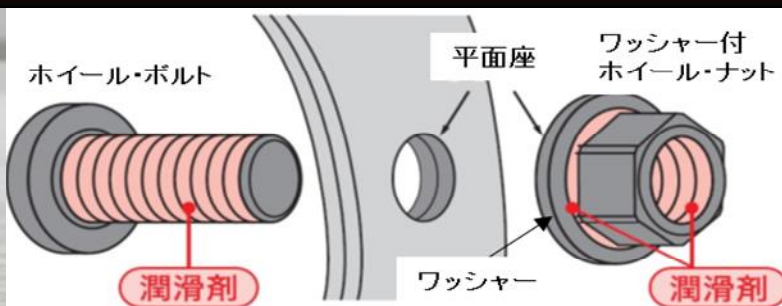
動画はこちら→



大型車のタイヤ交換等には守っていただくルールがあります。 適切な作業をお願いします！！

- ◎ホイールボルト・ナットの清掃の実施
- ◎ホイールボルト・ナットへの給脂
- ◎日常点検整備の確実な実施

- ◎著しく錆びたホイールボルト・ナットの使用禁止
- ◎規定トルクによるホイールナットの締め付け
- ◎タイヤ交換後、50km～100km走行後の増し締め



車輪脱落事故を起こした車両の
ワッシャー付ホイール・ナット

潤滑剤の塗布箇所

※ナットとワッシャーの間に、潤滑剤を忘れずに塗布してください

裏面もご覧ください。➡



国土交通省東北運輸局

日常点検整備の
動画はこちら→



令和3年10月28日
東北運輸局青森運輸支局

事故ゼロを目指して！

大型車のホイール・ボルトの街頭点検を実施します

～ 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施 ～

近年、大型車のホイール・ボルト、ナットのゆるみ等による車輪脱落事故の発生件数は、全国的に増加傾向を示しており、昨年度は全国で131件発生し、青森県内の車両においても3件の同事故が発生しています。

青森運輸支局及び独立行政法人自動車技術総合機構東北検査部青森事務所、一般社団法人青森県自動車整備振興会は、「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」（9月から全国に先駆けて東北地域独自に実施中）の一環として、青森県警察の協力のもと、大型車の運転者への指導・啓発を目的とした大型車のホイール・ボルトの取り付け状況を確認する街頭点検を以下のとおり実施します。

- 日 時：令和3年11月2日（火）13:30～15:30（予定）
（13:15から事前打ち合わせを行います。）
- 場 所：国道7号（上り）青森市鶴ヶ坂（もしもしピット）

（注）雨天の際は、中止する場合がございます。なお、雨天による街頭点検の中止に関しましては、下記の問い合わせ先（青森運輸支局）まで、ご確認願います。
実施判断は当日（11月2日（火）9:00）に行います。



※大型車の車輪脱落の防止等を目的とした街頭点検の様（令和2年度）



※青森運輸支局 車輪脱落事故防止チラシ



【問い合わせ先】

- 東北運輸局青森運輸支局 検査整備保安部門 滝沢、佐藤
TEL 017-715-3320

運転者の視野遮へい物の装着禁止について

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等が令和2年1月31日付けで改正され、運転者の視野の一部を遮へいする板状のものに関する装着禁止規定が明確化されました。

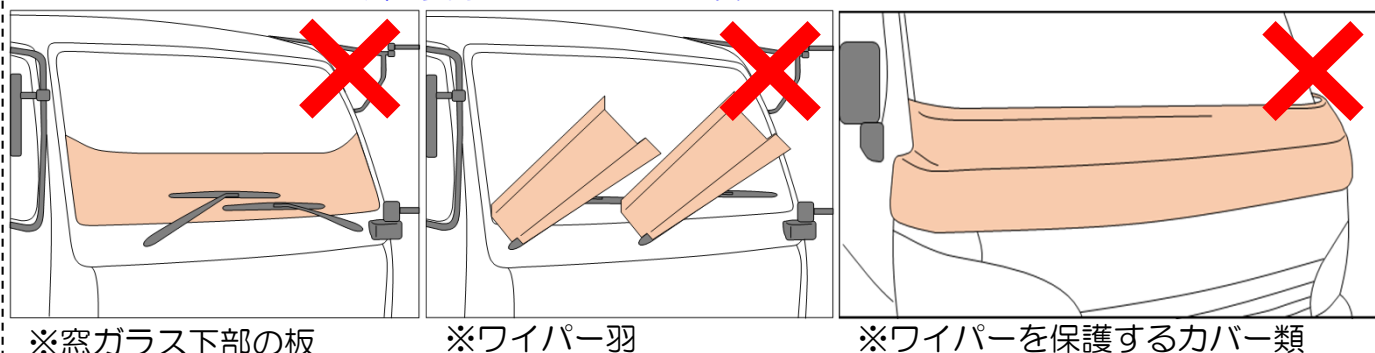
これらについては、令和2年1月31日以降、自動車の製作された日を問わず次に掲げる自動車に適用されますのでお知らせします。

■対象となる自動車

- 乗車定員11人以上の乗用自動車
- 車両総重量3.5t超の貨物自動車
- 大型特殊自動車

■装着していると基準不適合となる板状のものの例

- 前面窓ガラス下部に装着するもの（窓ガラスへの接触状態を問わず）
- ワイパーに取付ける羽
- ワイパーを保護するカバー類



※窓ガラス下部の板

※ワイパー羽

※ワイパーを保護するカバー類

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

受検する際の注意事項

独立行政法人自動車技術総合機構 青森事務所

1. 自動車検査証の記載内容と現車に相違がないか確認して下さい。
記載内容に相違があるときは、構造等変更検査の手続きが必要となる場合がありますので、予め準備をして検査に臨んで下さい。また、継続検査では予約しないで下さい。
2. 新規検査等及び構造等変更検査の際は、検査票の裏面にも必要事項の記入をお願いします。
3. 車台番号及び原動機型式の打刻は、汚れ等がなく打刻文字が確認できる状態で検査を受けて下さい。
また、車台番号等を確認の時はエンジンを停止するとともに駐車ブレーキを作動し、ボンネットまたはキャビンを上げたうえでストッパー等により固定した状態にして下さい。（手で持ち上げた状態は危険です。）
4. 外観検査実施時に総走行距離の数字を読み上げますので、車両の総走行距離と相違がないか確認して下さい。更に、総合判定時にも数字を読み上げますので、車両の総走行距離計と相違がないか確認して下さい。
5. 座席とシートベルトは確認できる状態（格納式座席は展開した状態）にして下さい。特に3列目のシートは注意して下さい。
6. 特種用途自動車については、その設備についても確認を行います。
特にキャンピング車の就寝設備（ベッド）は予め展開した状態で検査を受ける、または、検査時に容易に組立られるように組立方法を把握してきて下さい。
7. 降雪時には、タイヤハウス内や泥よけ等に付着した雪や氷結を取り除いて下さい。
また、ナンバープレートに付着した雪を払って、文字が確認できる状態にして下さい。
8. 検査場内及び検査待機コースは、事故防止のため入口側から出口方向への一方通行です。検査官の誘導のない後退は禁止です。
9. 小型（2）コースの検査対象車両は、全幅2.1m以下、全高3.0m以下、軸距1.8～3.2m、軸重2t以下です。
10. 入場時はコース中央に車両を入れて下さい。特に小型車の後輪ダブルタイヤの内側がテストに接触するおそれがあります。
11. トラクション・コントロール装置（TRC、TCS、TCL）や坂道発進補助装置（HSA、ESスタート、HES）付きの車両は、検査時にスイッチをOFFにして下さい。
12. ハイブリッド車は、排気ガス検査前に整備モードに切り替えて、アイドリング状態を維持して下さい。

13. 受検車両の操作（整備モード、トラクション・コントロール装置OFFなど、受検時に必要な操作）をできるようにしてきて下さい。
14. 電磁式駐車ブレーキの車両は通常の検査方法と異なりますので、予め操作方法を確認した上で受検して下さい。
15. 排気ガス等の検査を受ける前には十分に暖気をして下さい。年式等、旧基準での判定が必要な場合には検査官に申し出て下さい。
16. 排気ガス検査及び近接排気騒音検査等のため車両から降車する際は、シフトレバーを必ず「P」（MT車は「N」）とし「駐車ブレーキ」を確実に作動させて下さい。測定中は、待機位置に移動し、車両の前後に立たないで下さい。
17. 前照灯検査をハイビーム（走行用）で受検する平成10年8月31日以前に製作された車両は、申告ボタンを押して下さい。
18. 再検査確認車両は検査コースに並んで下さい。再検査の車両に対しては、外観検査の担当者に対応します。なお、再検査の時にも必ず車台番号の確認を受け、検査官の指示に従って下さい。
19. 再検査や計測コースへ移動の指示があった場合でも、必ず出口付近の総合判定BOXに書類を提示して下さい。
20. 限定自動車検査証の交付を希望する際は、必ず当日中に総合判定BOXに申し出て下さい。なお、限定検査を受検する際は、支局庁舎内の「3. 検査関係受付」窓口で必ず受付（予約不要）をして下さい。
21. 不慣れな方が受検する時は、その旨を検査官にお知らせ下さい。
また、検査途中で、やり方がわからなくなった場合はその場から動かないで下さい。
22. 大小兼用（1）コースの大型マルチテストで受検する際の注意事項
 - ①入口の車種選択兼再入場申告モニターで検査種別及び車種等を選択して下さい。
 - ②4輪駆動車は、切り替えられるものでも機械式以外は「4WD車」を選択して下さい。
 - ③ヘッドライト検査の際は、車両の停止位置案内線に沿って正しくテストに正対させて下さい。
23. 初回外観検査実施時にチェックランプ（エアバッグ、ABS、エンジン、ブレーキ）の点灯または点滅が認められた場合は、「審査中断」となり以降の検査が受けられません。事前に確認をお願いします。
24. 大型特殊自動車は計測コースに並んで下さい。

令和3年度 指定整備事業者の処分状況一覧表

令和4年3月末現在

支 局	処分年月	処 分 内 容	違 反 の 概 要
宮 城 1	令和3年5月	自動車特定整備事業 文書警告 保安基準適合証の交付停止 15日間 検査員警告	【自動車特定整備事業関係】 - 不正改造状態での車検手続。 【指定自動車整備事業関係】 - 不正改造状態で適合証を交付した。 【自動車検査員関係】 - 検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した。
秋 田 1	令和4年3月	自動車特定整備事業の停止 10日間 保安基準適合証の交付停止 15日間	【自動車特定整備事業関係】 - 特定整備作業に重大な瑕疵があった。 【指定自動車整備事業関係】 - 法令の規定を遵守する体制でない。 - 検査作業と整備作業が分業化されていない。 - 適合証交付自動車に点検整備上又は検査上の瑕疵があった。

令和3年度 指定整備事業者の処分状況一覧表

令和4年3月末現在

支 局	処分年月日	処 分 内 容	違 反 の 概 要
青 森 1	令和3年9月	自動車特定整備事業の停止 20日間	①特定整備記録簿の虚偽記載。 ②特定整備記録簿を2年間保存していない。 ③整備主任者がいない。 ④整備主任者の分解整備等に関する統括不備。 ⑤整備主任者の虚偽の変更届出。

令和2年度 指定整備事業者の処分状況一覧表

(令和3年3月末現在)

支局	処分年月	処分内容	違反の概要	要
無	無	無	無	

令和2年度 特定整備事業者の処分状況一覧表

(令和3年3月末現在)

支局	処分年月	処分内容	違反の概要	要
無	無	無	無	

令和元年度（平成31年度） 指定整備事業者の処分状況一覧表

（令和2年3月末現在）

支局	処分年月	処分内容	違反の概要
宮城1	令和元年 12月	保安基準適合証の交付停止 20日間 検査員警告	【指定整備事業関係】 - 不正改造状態で適合証を交付した。（1台） - 同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した。（1台） 【自動車検査員関係】 - 検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した。 - 検査員が同一性の相違する自動車であるにもかかわらず適合証に証明した。
福島2	令和2年 3月	自動車分解整備事業の停止 20日間 指定自動車整備事業の指定の取消し 検査員解任 1名 検査員警告 1名	【自動車分解事業関係】 - 分解整備記録簿の虚偽記載。 - 概算見積書を交付しなかった。（1台） - ペーパー車検での車検手続。（1台） - 不正改造状態での車検手続。（1台） 【指定整備事業関係】 - 点検整備及び検査を全て実施せずに適合証を交付した。 - 不正改造状態で適合証を交付した。（1台） - 故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した。 - 指定整備記録簿の虚偽記載。 【自動車検査員関係】 - 検査員が検査をしていないにもかかわらず適合証に証明した。 - 検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した。

令和元年度（平成31年度） 分解整備事業者の処分状況一覧表

（令和2年3月末現在）

支局	処分年月	処分内容	違反の概要	要
福島1	令和元年9月	自動車分解整備事業 の取消	① 自動車分解整備事業を廃止したにもかかわらず、その旨を30日以内に届け出なかった。	
福島2	令和元年9月	自動車分解整備事業 の取消	① 自動車分解整備事業を廃止したにもかかわらず、その旨を30日以内に届け出なかった。	
福島3	令和2年3月	自動車分解整備事業 の停止 20日間	① 分解整備記録簿の虚偽記載。 ② 概算見積書を交付しなかった。 ③ ペーパー車検での車検手続。(1台) ④ 不正改造状態での車検手続。(1台)	

令和4年3月23日

関東運輸局プレスリリース

不正車検を行った民間車検場の指定取消処分

栃木県日光市の指定自動車整備事業者に対して監査を実施したところ、点検整備の全部を実施せず、また、故意により検査の一部を実施せずに、736台の車両について車検手続を行うなどの道路運送車両法違反が確認されました。このため、本日、関東運輸局は指定自動車整備事業の指定の取消し等の行政処分を行いました。

1. 事業者及び事業場の名称
有限会社マコト自動車整備工場（栃木県日光市）
2. 行政処分の内容（処分年月日 令和4年3月23日）
 - （1）自動車特定整備事業の停止 10日間
 - （2）指定自動車整備事業^{*1}の指定の取消し
 - （3）自動車検査員^{*2}の解任命令 1名
3. 法令違反の主な内容
 - （1）点検整備の全部を実施せず保安基準適合証を交付
（道路運送車両法第94条の5第1項違反）
 - （2）故意により検査の一部を実施せず保安基準適合証を交付
（道路運送車両法第94条の5第1項違反）
 - （3）指定整備記録簿の虚偽記載
（道路運送車両法第94条の6第1項違反）
4. 違反の概要
 - （1）点検整備の全部未実施（562台）
 - （2）故意による検査の一部未実施（384台）注：1台に複数の違反が確認されている車両があります。

【問い合わせ先】

関東運輸局 自動車技術安全部 整備課 吉池・西村
電話：045-211-7254 FAX：045-201-8813

【配布先】

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ
関東運輸局記者会「ハイタク等専門紙」、物流専門紙

令和4年5月16日

関東運輸局プレスリリース

不正車検を行った民間車検場の認証及び指定の取消処分

東京都杉並区の指定自動車整備事業者に監査を実施したところ、点検整備及び完成検査の全てを実施せず保安基準適合証を交付したこと、不正改造状態での車検手続きをおこなったことなどの道路運送車両法違反が確認されたため、本日、関東運輸局は自動車特定整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定の取消し等の行政処分を行いました。

1. 事業者及び事業場の名称

株式会社杉並モータース（東京都杉並区）

2. 行政処分の内容（処分年月日 令和4年5月16日）

- （1）自動車特定整備事業^{※1}の認証の取消し
- （2）指定自動車整備事業^{※2}の指定の取消し
- （3）自動車検査員^{※3}の解任命令 3名

3. 法令違反の主な内容

- （1）点検整備及び完成検査の全てを実施せず保安基準適合証を交付
（道路運送車両法第94条の5第1項違反）
- （2）故意により検査の一部を実施せず保安基準適合証を交付
（道路運送車両法第94条の5第1項違反）
- （3）不正改造状態で車検手続き
（道路運送車両法第94条の5違反）

4. 違反の概要

- （1）保安基準適合証の有効期間が超過し、再度交付する際の点検整備及び完成検査の全部未実施（12台）
- （2）二輪車の速度計誤差検査未実施（534台）
- （3）赤色点滅灯火（禁止灯火）装着状態での車検手続き（8台）

【問い合わせ先】

関東運輸局 自動車技術安全部 整備課 佐藤・西村
電話：045-211-7254 FAX：045-201-8813

【配布先】

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、都庁記者クラブ
関東運輸局記者会「ハイタク等専門紙」、物流専門紙

令和4年5月31日

関東運輸局プレスリリース

不正車検を行った民間車検場の指定の取消処分

東京都北区の指定自動車整備事業者に監査を実施したところ、完成検査の一部を実施せず保安基準適合証を交付したことなどの道路運送車両法違反が確認されたため、本日、関東運輸局は指定自動車整備事業の指定の取消しの行政処分を行いました。

1. 事業者及び事業場の名称

事業者 株式会社ホンダカーズ東京中央（東京都世田谷区）

事業場 株式会社ホンダカーズ東京中央 王子店（東京都北区）

2. 行政処分の内容（処分年月日 令和4年5月31日）

（1）指定自動車整備事業※¹の指定の取消し

3. 法令違反の主な内容

（1）故意により検査の一部を実施せず保安基準適合証を交付
（道路運送車両法第94条の5第1項違反）

4. 違反の概要

（1）完成検査の一部（サイドスリップ検査）未実施（1187台）

（2）完成検査の一部（点検整備後の検査機器による検査）未実施（4台）※

※（2）の4台は（1）の1187台に含まれる

【問い合わせ先】

関東運輸局 自動車技術安全部 整備課 佐藤・西村

電話：045-211-7254 FAX：045-201-8813

【配布先】

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、都庁記者クラブ

関東運輸局記者会「ハイタク等専門紙」、物流専門紙



令和 4 年 6 月 1 日

関東運輸局プレスリリース

不適切な検査を行った民間車検場の指定の取消処分

群馬県多野郡神流町の指定自動車整備事業者に監査を実施したところ、保安基準不適合状態で保安基準適合証を交付したことなどの道路運送車両法違反が確認されたため、本日、関東運輸局は指定自動車整備事業の指定の取消し等の行政処分を行いました。

1. 事業者及び事業場の名称
有限会社宮前商会（群馬県多野郡神流町）
2. 行政処分の内容（処分年月日 令和4年6月1日）
 - （1）自動車特定整備事業^{※1}の停止 10日間
 - （2）指定自動車整備事業^{※2}の指定の取消し
 - （3）自動車検査員^{※3}の解任命令 1名
3. 法令違反の主な内容
 - （1）保安基準不適合状態で保安基準適合証を交付
（道路運送車両法第94条の5第1項違反）
 - （2）完成検査の一部を実施せず保安基準適合証を交付
（道路運送車両法第94条の5第1項違反）
 - （3）不正改造状態で車検手続き
（道路運送車両法第94条の5違反）
4. 違反の概要
 - （1）土砂等を運搬するダンプの荷台容積、排気ガス検査不適合等（18台）
 - （2）前照灯・排気ガス検査未実施等（50台）
 - （3）大型車用後部反射器の面積が不足した反射器を装着状態での車検手続き（1台）

【問い合わせ先】

関東運輸局 自動車技術安全部 整備課 佐藤・西村
電話：045-211-7254 FAX：045-201-8813

【配布先】

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、群馬県政記者クラブ
関東運輸局記者会「ハイタク等専門紙」、物流専門紙



令和 4 年 6 月 2 1 日

北海道運輸局自動車技術安全部

整備・保安課

不正車検を行った民間車検場の指定の取消処分

指定自動車整備事業者に立入監査を実施したところ、完成検査の一部（スピードメータ）を実施せず保安基準適合証を交付するなどの道路運送車両法違反を確認したため、本日、北海道運輸局において指定自動車整備事業の指定の取消処分を行いました。

1. 事業者及び事業場の名称及び所在地
株式会社 小林自動車〔北海道札幌市〕
2. 行政処分の内容（処分年月日 令和 4 年 6 月 2 1 日）
 - （1）指定自動車整備事業の指定の取消し
 - （2）自動車検査員解任命令 1 名
3. 法令違反の主な内容
 - （1）故意により検査の一部を実施せず保安基準適合証を交付
（道路運送車両法第 9 4 条の 5 第 1 項違反）
4. 主な違反の概要
 - （1）完成検査の一部（スピードメーター検査）未実施（2 7 2 台）
 - （2）上記（1）に係る指定整備記録簿の虚偽記載

問い合わせ先

北海道運輸局 自動車技術安全部 整備・保安課

担当：関、中村 電話番号：011-290-2752



令和4年6月21日
自動車技術安全部

指定自動車整備事業者の行政処分について

北陸信越運輸局長は、指定自動車整備事業者において道路運送車両法違反が確認されたため、第94条の8第1項の規定に基づき、当該事業者に対し、下記のとおり行政処分を行うとともに事業の改善を指示したので、お知らせします。

記

1 事業者名（住所） 新潟トヨタ自動車株式会社（新潟県新潟市中央区）

2 違反を行った事業場名（所在地）

番号	事業場名	所在地
1	新潟トヨタ自動車株式会社 新潟店	新潟県新潟市中央区
2	新潟トヨタ自動車株式会社 レクサス新潟	新潟県新潟市西区
3	新潟トヨタ自動車株式会社 三条店	新潟県三条市
4	新潟トヨタ自動車株式会社 豊栄店	新潟県新潟市北区
5	新潟トヨタ自動車株式会社 新津店	新潟県新潟市秋葉区

3 当該事業場に対する行政処分の内容

（1）指定の取消

- ①新潟トヨタ自動車株式会社 新潟店
- ②新潟トヨタ自動車株式会社 レクサス新潟

（2）保安基準適合証等の交付停止

- ①新潟トヨタ自動車株式会社 三条店 40日間
- ②新潟トヨタ自動車株式会社 豊栄店 30日間
- ③新潟トヨタ自動車株式会社 新津店 25日間

（3）自動車検査員の解任

- ①新潟トヨタ自動車株式会社 新潟店 2名
- ②新潟トヨタ自動車株式会社 レクサス新潟 2名
- ③新潟トヨタ自動車株式会社 新津店 1名

4 主な違反の概要

上記の5事業場において、計598台の自動車について次の違反行為が確認されました。

- (1) 点検整備を適切に実施せず保安基準適合証を交付（新潟店、三条店、豊栄店：21台）
- (2) 故意により検査の一部を実施せずに適合証を交付（新潟店、レクサス新潟：310台）
- (3) 故意により保安基準不適合状態で適合証を交付（新津店：1台）
- (4) 指定整備記録簿を虚偽記載（新潟店：281台）

※対象台数計は1台の車両が複数の違反行為となっているものもあり、各違反行為の合計値と一致いたしません。

5 その他

なお、違反を行った事業場以外の同社事業場（9店舗）においても5日間の保安基準適合証等の交付停止処分となります。

【問い合わせ先】

・北陸信越運輸局自動車技術安全部 整備・保安課 担当 唐崎、松永
TEL 025-285-9155（直通）

（参考資料）

自動車特定整備事業（認証工場）

一定の規模の作業場と作業機械、分解整備及び電子制御装置点検整備に従事する従業員を有する工場に対し、申請により、地方運輸局長が自動車特定整備事業の認証をしています。

この認証工場に車検を依頼した場合、認証工場は、運輸支局、自動車検査登録事務所等（いわゆる「車検場」です。）に車両を持ち込んで検査を受けます。

指定自動車整備事業（指定工場）

自動車特定整備事業者のうち、自動車の整備について一定の基準に適合する設備、技術及び管理組織を有するほか、自動車の検査の設備を有し、かつ、自動車の検査を行う者（「自動車検査員」と言います。）を選任して自動車の点検及び整備について検査をさせると認められるものについて、地方運輸局長が指定自動車整備事業の指定をしています。

この指定工場に車検を依頼した場合、指定工場では、自動車の点検整備を行い、自動車検査員が検査を行った結果、保安基準の適合性を証明し、保安基準適合証を交付します。この保安基準適合証を運輸支局、自動車検査登録事務所等に提出することにより、車両の持ち込みが省略できます。

自動車検査員

自動車整備事業者において、自動車の検査を行い保安基準の適合性を証明する者で、一定の要件を満たした者から指定自動車整備事業者が選任します。

道路運送車両法（抜粋）（昭和二十六年法律第百八十五号）

（保安基準適合証等）

第九十四条の五 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第六十三条第二項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。

4 第一項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。

第九十四条の七 自動車検査員その他第九十四条の五第一項及び第九十四条の五の二第一項の証明その他の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の業務に従事する指定自動車整備事業者並びにその役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

令和3年1月～検査申請書への押印(署名)欄が廃止されます

11341

①業務種別

②手数料

③有効期間

④出票

⑤例外

⑥制限解除

⑦NOx-PM

⑧証明書指示

⑨自動車登録番号

⑩受検形態

⑪装置名等コード

⑫走行距離計表示値

⑬整備工場コード

申請人
(使用者)
氏名又は名称
住所

受検者
氏名又は名称
住所

以下に裏面に記載すべき事項が登録情報処理
機関に提供された場合はチェックして下さい。
☐ 保安基準適合証

継続検査に必要な書類等
納税証
重量税
保険証
記録申請書
手数料
記録簿

運輸 太郎

東京都千代田区霞ヶ関1-2-3

押印(署名)は不要です

自動車検査申請書には、これまで継続検査の申請者である使用者の押印または署名が必要でしたが、令和3年1月から、「使用者」の押印または署名が廃止となりました。

運輸 太郎

東京都千代田区霞ヶ関1-2-3

※詳しくは職員までお尋ねください。

令和3年1月検査申請書への押印(署名)欄が廃止されます

[illegible]

自動車検査証の使用者及び住所を記名してください。

※**使用者が個人の場合**

[illegible]

子花鋼選

10
 11
 12
 13
 14
 15

東京都千代田区霞ヶ関1-2-3

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

THE
THE
THE

100

国土交通株式會社

東京都千代田区霞ヶ関1-2-3

※使用者が私法人の場合

電子制御装置整備の資格取得試験日に必ず提出する書類
※不備があると受験できません ※認め印を持参して下さい(書類訂正用)

赤枠を必ず記入して下さい。(赤枠以外は記入しないこと)

様式第1号

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講申請書
【学科・試験・再試験】

青森運輸支局長 殿

提出年月日(和暦) 令和 年 月 日
 再提出年月日(和暦) 年 月 日

道路運送車両法施行規則第57条第7号及び第62条の2の2第1項第7号に掲げる講習(電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習)の受講を申請します。

氏名	青森太郎			電話番号	-		
住所	〒 自宅の住所(携帯可)			生年月日(和暦)	昭和 年 月 日		
整備士の種類	種類			合格年月日(和暦)	年 月 日		
受検内自認	1. 学科			2. 試験	3. 再試験		
受検希望日時(令和)	第1希望	年 月 日	第2希望	年 月 日	第1希望	年 月 日	第2希望
学科受験状況	1. 未受験 2. 受講済み			実習受験状況	1. 未受験 2. 受講済み		

① 受付期間内に申請すること。なお、取組内容に虚偽があった場合には、受験を取り消します。
 ② 記載内容を修正する場合には、修正印を押印の上、記載すること。
 ③ 自動車整備士資格の取得を証明する書類の写しを貼付すること。
 ④ 学科又は実習の講師が修了している場合、記載する書類の写しを貼付すること。
 ⑤ 受検希望日時は、申請先の運輸支局長が公表した実施日を記載すること。
 ⑥ 押印することによって、署名することとする。

この4ヶ所に○をつける

点検内は、記載しないこと

受講番号	第 号
証明写真欄	【証明写真について】
受講票と同じ写真 縦4cm×横3cm	○ 最近1年以内の上半身顔写真(顔は正面を向くこと。また、顔の輪郭がはっきりと写るものとする。) ○ 印刷写真の場合は、大きさは縦4cm×横3cmとし、裏面に「氏名」を記載し、のりをつけて貼付すること。 ○ デジタル写真の場合は、解像度は600×450pixel以上とする。
	受付印

①電子制御装置整備の資格取得講習 受講申請書

様式第2号

コピーを提出

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 実習受講証

管理番号	2-000
氏名	青森太郎
生年月日(和暦)	昭和 年 月 日
実習の名称	電子制御装置整備の資格取得講習(実習)
修了年月日(和暦)	令和2年 月 日
自動車整備士資格種類及び合格番号	東北二 第 号
現在整備主任者に委任されている事業場の郵便番号	1-0000

上記の者は、道路運送車両法施行規則第57条第7号及び第62条の2の2第1項第7号に規定される講習(電子制御装置整備の整備主任者等技術6修等資格取得講習)の実習を受講したことを証明します。

令和2年 月 日
 実施機関名
 一般社団法人青森県自動車整備振興会
 熊谷正志 印

この3箇所は必ず同じ合格番号であること
×東北2か ○東北二か

②電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習実習受講証

コピーを提出

合格証書

青森太郎

平成 年 月 日生

自動車整備士技能検定規則の定める
 ところにより 二級ガソリン自動車整備士
 の技能検定に合格したことを証する

平成30年5月10日

国土交通大臣

号

東北二か 第 号
 東北二か

③2級整備士の合格証書(コピーを提出:白黒可)

様式第1号(課長通達)

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講票(修了証)

証明写真欄	【証明写真について】	(ふりがな)	(お名前)
写真を貼る 裏に名前記入 縦4cm ×横3cm	○ 最近1年以内の上半身顔写真(顔は正面を向くこと。また、顔の輪郭がはっきりと写るものとする。) ○ 印刷写真の場合は、大きさは縦4cm×横3cmとし、裏面に「氏名」を記載し、のりをつけて貼付すること。 ○ デジタル写真の場合は、解像度は600×450pixel以上とする。	氏名	青森太郎
		生年月日(和暦)	昭和 年 月 日
		自動車整備士資格種類と番号	東北二か第0000号

以降は、記載しないこと

受講番号	第 号	
学科実施日	試験実施日	再試験実施日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
第 回	第 回	第 回

☐再試験あり ☐再試験なし

学科受講欄	実習受講欄

道路運送車両法施行規則第57条第7号及び第62条の2の2第1項第7号に規定する講習(電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習)を修了したことを証します。

青森運輸支局長

修了欄

④電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講票